

平成18年度6月定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成18年6月27日～28日

場 所 第4委員会室

平成18年6月27日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第10号 みつばち転飼取締条例の一部を
改正する条例

○報告事項

- ・県が出資している法人の経営状況について
社団法人宮崎県林業公社（別紙12）
財団法人宮崎県環境整備公社（別紙13）
社団法人宮崎県農業開発公社（別紙16）
財団法人宮崎県内水面振興センター（別紙17）
財団法人宮崎県栽培漁業協会（別紙18）
- ・平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
（別紙21）
- ・平成17年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
（別紙22）

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成17年度「大気及び水質の測定結果」等
について
- ・「森林セラピー」について
- ・しいたけの生産状況及び乾しいたけ品評会に
ついて
- ・品目横断的経営安定対策について
- ・農地・水・環境保全向上対策について
- ・ポジティブリスト制度への対応について

出席委員（9人）

委員 長 丸山 裕次郎
副委員 長 外山 衛
委員 永友 一美
委員 星原 透
委員 水間 篤典

委員 前本 和男
委員 押川 修一郎
委員 高橋 透
委員 河野 哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

環境森林部

環境森林部長 税所 篤三郎
環境森林部次長 本部 殷國
（総括）
県参事兼 原田 美弘
環境森林部次長 兼
（技術担当）
部参事兼 太田 英夫
環境森林課長
環境管理課長 岡田 英治
環境対策推進課長 飯田 博美
自然環境課長 坂本 成海
森林整備課長 金丸 隆一
山村・木材振興課長 中村 毅
計画指導監 大木 正文
技術検査監 星野 次郎
林業公社対策監 池田 隆範
木材流通対策監 楠原 謙一
国土保全対策監 江口 勝一郎

農政水産部

農政水産部長 長友 育生
農政水産部次長 永野 明德
（総括）
農政水産部次長 黒岩 一夫
（農政担当）
農政水産部次長 森末 保治
（水産担当）
部参事兼 宮脇 和寛
農政企画課長
地域農業推進課長 玉置 賢
営農支援課長 松尾 通昭

農産園芸課長	村田 壽夫
畜産課長	井好 利郎
部参事兼 農村計画課長	石川 善成
農村整備課長	後藤田 悦男
水産政策課長	藤田 仁司
部参事兼 漁港漁場整備課長	田代 一洋
農水産物 ブランド対策監	小八重 雅裕
団体調整監	假屋 義成
担い手対策監	米良 弥
農業改良対策監	荒武 正則
消費安全企画監	吉田 周司
家畜防疫対策監	浜口 定男
技術検査監	松井 郁治
国営事業対策監	佐藤 公一
漁業調整監	那須 司
漁港整備対策監	野田 和彦
総合農業試験場長	齋藤 尚
県立農業大学校長	近間 儀博
畜産試験場長	児玉 盛信
水産試験場長	佐藤 信武

事務局職員出席者

議事課主査	湯地 正仁
政策調査課主事	小城 勇生

○丸山委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました報告事項についての説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○税所環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております「環境農林水産常任委員会資料」の目次をごらん願います。本日は、6月定例県議会提出報告事項としまして4件、それと、その他の報告事項が3件ございます。

それでは、1ページをお開き願います。社団法人宮崎県林業公社についてでございます。林業公社は、森林の造成を通じまして、県土の保全と地域経済の振興を図ることなどを目的といたしまして、昭和42年に公益法人として設立されたところでございます。現在、その経営体質や収支の改善を図るために、平成16年9月に策定いたしました抜本的改革方針に基づきまして、集中的に改革を実施しているところであります。本日は、17年度の事業報告並びに18年度の事業計画にあわせまして、林業公社の抜本的改革方針の概要と主な進捗状況について御報告させていただきます。

2ページをお開き願います。財団法人宮崎県環境整備公社についてであります。この環境整備公社は、県、市町村、民間団体が出捐いたし

まして、平成7年に財団法人として設立されております。先般、当委員会の県南調査におきまして施設の状況等を調査いただいたところでございます。当会社では、県内全域の産業廃棄物の処理とあわせまして、宮崎・東諸県地区、それと西都・児湯地区の、11市町村の一般廃棄物の処理を一体的に行う廃棄物の総合処理施設「エコクリーンプラザみやざき」の建設、これが昨年の10月に完了いたしております。現在、施設の運営管理を行っているところでございまして、本日は、17年度の事業報告並びに18年度の事業計画等について御報告させていただきます。

次が、3ページから4ページにかけてでございます。17年度の繰越明許費の報告であります。昨年の台風14号で未曾有の災害が発生したことなどによりまして、表にございますように、多くの繰り越しが生じたところでございます。その内容は、自然環境課、森林整備課、山村木材振興課の案件でありまして、合計で17件、箇所数で520カ所、繰越額が120億5,660万9,000円でございます。

次が、5ページをお開き願います。平成17年度の事故繰り越しについてでございます。前ページの繰越明許費と同様、台風14号被害などによりまして事故繰り越しが生じております。自然環境課、森林整備課の分で、合計で4件、箇所数で14カ所、繰越額が13億3,047万7,000円でございます。

次が、6ページをお開き願います。その他の報告事項でございます。6ページから11ページにかけてでございますが、平成17年度大気及び水質の測定結果等についてであります。県では、毎年、関係法に基づきまして、大気や水質などについて常時監視を行っているところでございます。資料は17年度の測定結果を取りまとめた

ものでございまして、その内容は、一部で環境基準の未達成がございましたが、全体としましては概ね良好な状況であったというものでございます。今後とも、きれいな水やきれいな空気などの確保のため、監視指導に努めてまいりたいと考えております。

次が、12ページをお開き願います。森林セラピーについてであります。先般、当委員会の県北調査におきまして、日之影町の取り組みや現地の状況等を調査いただいたところでございます。森林セラピーにつきましては、本県の有する温暖な気候や、我が国有数の森林県という特性を生かしながら、健康づくりや山村振興に資する取り組みでありまして、県におきましても、昨年度17年度から関連事業を実施しておりますので、その内容等について御報告させていただきます。

最後になりますが、14ページでございます。しいたけの生産状況及び乾しいたけ品評会についてであります。しいたけは山村地域の重要な収入源となっておりますことから、県といたしましても、生産技術の向上あるいは消費者へのPRなどに取り組んでいるところであります。今月6日に開催されました第51回宮崎県乾しいたけ品評会の開催結果についても御報告させていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、それぞれ担当課長の方から説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○飯田環境対策推進課長 環境対策推進課であります。

財団法人宮崎県環境整備公社の経営状況について御説明いたします。

平成18年6月の定例県議会提出報告書の77ペ

ージをごらんください。財団法人宮崎県環境整備公社17年度事業報告書であります。

1番、事業概要であります。環境整備公社は、県央11市町村の一般廃棄物の処理と、県内全域を対象とした産業廃棄物の処理を一体的に行う総合廃棄物処理センター「エコクリーンプラザみやざき」の建設と建設後の運営管理を行っています。昨年6月から試運転を開始し、11月から本格的に操業しております。なお、今年の台風14号による災害ごみの処理につきましては、迅速かつ適正処理に努めたところであります。

2、事業実績であります。施設建設事業は、17年5月に主要施設が完成し、10月に外構等関連施設も完成し、すべての施設整備が完了いたしました。次の周辺環境整備事業は、施設建設に当たって、関係地域内で必要となる道路整備事業等を実施する旧佐土原町を含む宮崎市と国富町に対し、県、11市町村、環境整備公社が経費を負担するものであります。施設運転管理事業は、11市町村の一般廃棄物の処理を行っております。

次に、78ページをごらんください。産業廃棄物処理事業は、県内の企業などの産業廃棄物の処理を行っております。災害廃棄物処理事業は、昨年9月の台風14号で発生しました大量の災害廃棄物の処理を行ったものであります。普及啓発事業は、昨年11月から広く県民を対象として環境学習などを実施しております。

3、財産目録であります。この内容につきましては、次の79ページの貸借対照表と同一でありますので、貸借対照表で御説明をいたします。

まず、左側の資産の部であります。流動資産18億1,808万6,297円は、現金預金と地域振興事業を実施する宮崎市などに対する負担金の未払い

が主なものであります。固定資産45億389万3,663円は、その他固定資産が主なもので、建物、最終処分場などの施設や焼却溶融炉などの機械装置であります。そのほかに周辺環境基金積立金があります。これは、同基金に県が平成17年度から毎年度3億円出捐しておりますが、それが主なものであります。以上により、合計金額63億2,197万9,960円となっております。

次に、右側の負債及び資本の部であります。流動負債18億873万8,848円は、地域振興事業を実施する宮崎市などへの負担金の未払いが主なものであります。固定負債22億4,489万7,000円は、環境整備公社が負担する施設建設費について、日本政策投資銀行などからの長期の借入金であります。正味財産は22億6,834万4,112円あります。

なお、括弧書きでございますけれども、当期正味財産減少額298億円余につきましては、施設が完了しましたので、建設仮勘定として計上していましたが約345億円を、環境整備公社と関係11市町村とで施設の持ち分を区分したことにより、市町村の持ち分を減額したものであります。

次に、80ページをごらんください。収支計算書であります。左側の収入の部をごらんください。まず、補助金等収入35億2,391万3,000円は、施設整備に対する国庫補助金、県補助金、市町村の建設受託金と運転受託金、県からの周辺環境基金への出捐金であります。借入金収入2億7,000万は、地元金融機関からの建設資金の長期の借り入れであります。廃棄物処理収入2,070万907円は、企業などからの産業廃棄物処理料金収入であります。災害廃棄物処理受託収入4億6,583万4,585円は、市町村からの台風14号で発生した災害廃棄物の処理受託金であります。前期繰越収支差額は1,500万6,036円となっております。

ります。以上によりまして、合計金額は、81ページにありますように、43億9,950万2,552円となります。

次に、80ページにお戻りください。80ページをごらんください。右側の支出の部をごらんください。まず、公共関与推進事業費11億4,867万5,762円は、施設建設に関連して、旧佐土原町を含む宮崎市と国富町が実施する道路整備などの地域振興事業への負担金支出が主なものであります。管理運営費2億3,668万5,903円は、職員の給料・手当等の人件費が主なものであります。固定資産取得支出9億6,865万120円は、施設建設費などであります。産業廃棄物処理事業費918万4,302円は、産業廃棄物処理に係る経費であります。

また81ページをごらんください。施設運転管理事業7億4,886万4,224円は、一般廃棄物処理に係る運転委託費などであります。借入金返済支出1,191万4,000円は、県から借り入れた長期借入金の返済であります。災害廃棄物処理支出4億6,583万4,586円は、台風14号により発生した災害廃棄物処理に係る経費であります。続きまして、普及啓発事業費624万1,406円は、県から受託した県民を対象とした環境学習啓発に係る経費であります。次に、周辺環境整備事業費9,382万800円*は、旧佐土原町を含む宮崎市、国富町が実施する周辺環境整備事業に対し、環境整備公社に県からの出捐により積み立ててあります周辺環境基金から補助を行ったものであります。特定預金支出7億27万6,800円は、県、11市町村、環境整備公社による周辺環境整備積立金への積み立てが主なものであります。

以上の収入と支出の差額が次期繰越差額934万7,449円となります。

次に、82ページをごらんください。平成18年

度の事業計画書について御説明します。

1、事業概要であります。県央11市町村の一般廃棄物などの適正処理を推進するために、公害防止協定を遵守し、安全で安定した運転を行うとともに、環境学習施設やプラントの施設見学を活用し、廃棄物処理に関する普及啓発などに取り組むこととしております。

2、事業計画であります。まず、施設運転管理事業は、県央11市町村の一般廃棄物の処理を行うものであります。産業廃棄物処理事業は、産業廃棄物の処理を行うものであります。普及啓発事業は、県からの委託を受けて展示施設を活用した環境教育などを行うものであります。周辺環境整備事業は、この施設を円滑に運営するためには地元住民の理解と協力が不可欠でありますので、周辺環境整備積立金を活用して、宮崎市、国富町が実施する周辺環境の整備事業へ補助するとともに、環境整備公社が地元還元施設の建設を行うこととしております。

次に、83ページをごらんください。

3、収支計画であります。左側の収入の部であります。事業活動収入22億5,103万6,000円ありますが、補助金等収入は、県補助金、市町村からの運転受託金、県からの周辺環境整備積立金への出捐金となっています。廃棄物処理収入2億円は、産業廃棄物の処理料金の収入であります。受託収入1,248万9,000円は、県から委託を受ける産業廃棄物の普及啓発事業の受託収入であります。特定預金取り崩し収入8億5,000万円は、宮崎市などが実施する周辺環境整備事業への補助を行うために、環境整備公社の周辺環境整備積立金の取り崩し分であります。以上により、合計金額は、次の84ページにありますように、31億1,038万3,000円となります。

※1 2ページ左段に訂正発言あり

83ページにお戻りください。左側の支出の部であります。事業活動支出20億5,508万1,000円であります。まず、管理運営費2億6,516万5,000円は、報酬・給料等の人件費が主なものであります。施設運転管理事業13億8,510万9,000円は、一般廃棄物の処理に係る経費であります。産業廃棄物処理事業費9,131万8,000円は、産業廃棄物の処理に係る経費であります。周辺環境整備事業費3億円は、宮崎市、国富町が実施する周辺環境整備事業に対する補助であります。普及啓発事業費1,248万9,000円は、県から受託した産業廃棄物の普及啓発事業の実施に係る経費であります。次に、投資活動支出は10億1,947万4,000円あります。このうち、建設仮勘定支出5億5,000万円は、環境整備公社が実施する地元還元施設の建設費となっています。特定預金支出4億6,947万4,000円は、周辺環境整備積立金支出3億円が主なものとなっています。

84ページをごらんください。以上の収入と支出の差額が次期繰越収支差額953万円となります。

宮崎県環境整備公社の経営状況につきましては以上のとおりでございます。

○坂本自然環境課長 自然環境課の平成17年度の繰越明許費及び事故繰り越しについて御説明を申し上げます。

委員会資料の3ページをお開きをいただきたいと思っております。

初めに、17年度の繰越明許費についてでございます。繰越事業は、自然環境課の事業名の欄にございますように、山地治山事業ほか6事業でございます。繰越額は、表の中ほどの小計欄にございますように、総額59億8,992万1,000円でございます。

それでは、その主なものについて理由を御説

明をいたします。

初めに、最上段の山地治山事業でございます。この事業は、荒廃した山地あるいは荒廃するおそれがある山地の復旧、整備等を行うものであります。昨年9月の台風14号による被災のため、地形等の施工条件が変化をいたしまして、工法等の検討に日時を要したこと等によるものでございます。繰り越しといたしましては、20カ所の8億9,980万9,000円の繰り越しとなったところでございます。

次に、その下の段の緊急治山事業でございます。この事業は、災害により新たに発生をいたしました荒廃地等の復旧を、災害関連の事業として災害が発生した年に行うものでございます。繰越理由は、災害が複数の県で発生し、国の予算内示がおくれたこと等から、工期が不足をいたしまして繰り越したものでございます。60カ所の36億7,829万9,000円の繰り越しとなったところでございます。

次に、自然環境課の欄の小計の1つ上の段でございますけれども、治山施設災害復旧事業でございます。これは、台風等により被災をいたしました治山施設を復旧する事業でございますが、緊急治山事業と同様、国の予算内示の関係等により工期が不足したこと等によるもので、11カ所、12億3,353万7,000円の繰り越しとなったものでございます。

続きまして、事故繰り越しについてでございます。

1枚めくっていただきまして5ページをお開きをいただきたいと思っております。5ページの上段でございますけれども、繰越事業は、自然環境課の欄にございますように、山地治山事業ほか2事業で、繰越額の総額は、小計欄にございますように12億8,687万7,000円でございます。

それでは、各事業の繰越理由を御説明をいたしたいと思えます。

初めに山地治山事業でございます。この箇所は、諸塚村の黒の谷というところでございますが、平成16年6月に着手をしたところでございますが、着手の後、相次ぐ台風によりまして施行地が拡大崩壊をいたしましたことから、工事内容を変更し、施行中であつたところでございますが、昨年の台風14号によりまして再び崩壊が拡大をしたため、年度内の完成が困難となつたものでございます。繰越額は3,026万8,000円でございます。

次に、その下の段の緊急治山事業でございます。16年度におきましては、国の予算内示の関係等によりまして工期が不足をいたしたために、17年度に繰り越して施行しておつたところでございますが、台風14号により再度現場一帯が被災をしたため、関連する工事がおくれましたことから、11カ所で12億4,863万3,000円の繰り越しを行ったところでございます。

最後に、治山施設災害復旧事業でございます。この箇所につきましては、具体的に申し上げますと串間市の新渡目地区でございますけれども、防潮護岸堤の前面に消波ブロックを設置する等の復旧工事でございますが、国の予算内示の関係等によりまして工期が不足をいたしたため、17年度に繰り越して施行しておりましたところでございますが、消波ブロック設置予定の背面の護岸堤が台風14号により被災をいたしたため、繰り越しとなつたところでございます。繰り越しの金額は797万6,000円でございます。

自然環境課からは以上でございます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○金丸森林整備課長 森林整備課でございます。

本日は報告事項が2件でございますが、社団法人

宮崎県林業公社については、後ほど林業公社対策監から説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料の3ページをお開き願ひます。平成17年度繰越明許費についてでございます。森林整備課の繰越事業の主なものとしましては、まず、上から2段目の森林保全林道整備事業であります。これは昨年の台風14号による被災のため、近接する関連工事がおくれたことなどから、23カ所、11億8,969万2,000円の繰り越しとなつたものであります。

次に、4段目のふるさと林道緊急整備事業であります。これにつきましても、台風14号によりまして、同じ路線で施行中の前年度工事の進捗がおくれたことなどから、3カ所、9億350万円の繰り越しとなつたものであります。

また、一番下の段の林道災害復旧事業につきましても、台風14号により被災した市町村所管の林道の復旧工事が、国庫補助決定のおくれなどから、339カ所、32億7,126万9,000円の繰り越しとなつたものであります。

次に、4ページをお願いいたします。森林整備課の明許繰り越しは、ただいま御説明いたしました事業を含めまして、上から3段目の小計の欄にございますように、箇所数が393カ所、繰越総額が59億4,976万9,000円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。平成17年度事故繰り越しについてでございます。森林整備課の事故繰り越しは、森林保全林道整備事業の1カ所で、繰越金額は4,360万円でございます。これは台風14号で被災した資材搬入路及び残土処理場の復旧など、条件整備に日時を要したことなどから、今年6月末までの工期を要するものであります。なお、先ほど御説明いたしました明許繰り越しも含めたすべての繰越箇所394カ所のうち、6月末までにおよそ4分の1に当た

る107カ所、また、上半期までにはおよそ4分の3に当たる302カ所が完成する見込みとなっております。その他の箇所につきましても鋭意早期完成に努めてまいりたいと考えております。

繰り越し関係については以上でございますが、続きまして、林業公社関係について林業公社対策監が御説明をいたします。

○池田林業公社対策監 続きまして、社団法人宮崎県林業公社について御説明いたします。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の1ページをお開きください。1の社団法人宮崎県林業公社についてであります。

まず、(1) 設立の目的については記載のとおりであります。

次に、(2) 出資金につきましては、全体の約43%に当たる500万円を県が出資しているところであります。

次に、(3) 分収造林事業の仕組みであります。分収造林事業は、土地所有者と林業公社が分収造林契約を締結をいたしまして、林業公社が所定の森林整備を実施した後に伐採収入を約定に基づいて分収するものであります。

次に、(4) 契約終期ごとの面積につきましてはグラフでお示しておりますが、林業公社の分収林契約の期間は、そのほとんどが40年または50年でありまして、このまま推移しますと、棒グラフでお示しておりますように、契約期間が満了する面積が平成19年度以降急激に増加しまして、ピーク時には年間1,100ヘクタールを超える面積を伐採しなければならない状況でございました。このため、公社では、県土の保全や木材市況に配慮する必要性からも、伐採時期の集中を避けることとしまして、長伐期施業の導入とあわせて伐採量の平準化に取り組んでいるところでございまして、契約期間の延長を進

めました結果、平成17年度末現在の状況は折れ線グラフのような状況になってございます。

次に、(5) 長期借入金残高についてであります。林業公社は自己資金を有しておりませんことから、設立当初から森林整備に要する経費のほとんどを借入金によって賄っております。この結果、平成17年度末現在の長期借入金残高は、農林漁業金融公庫が約86億円、県が約145億円、市中銀行が約99億円、市町村が約6,300万円で、合計で約330億円となっております。

次に、(6) 林業公社の抜本的改革方針の概要につきましては、別冊の資料で御説明いたします。恐れ入りますが、別冊でお配りしております環境農林水産常任委員会資料「林業公社の抜本的改革方針の概要」をごらんいただきたいと存じます。

改革方針の概要の1ページをお開きいただきたいと存じます。抜本的改革の内容についてであります。

表の左側、現状と課題の上下中ほどでございますが、林業公社は、平成15年度末現在で約321億円の長期借入金残高がございまして、平成16年度当時の状況で推移した場合、契約期間が終了する平成80年度末には約134億円の債務が残ることが見込まれたところでございます。加えて、近年の林業公社をめぐる環境は、木材価格の長期低迷等により厳しさを増してございまして、林業公社におきましても、事業運営の見直しや債務累増の抑止に向けた取り組みを進めていくことが大きな課題でございました。このため、平成16年4月に副知事をトップとする宮崎県林業公社改革会議を設置いたしまして、同年9月に抜本的改革方針を策定したところであります。

右の枠に移りまして、抜本的改革の骨子でございまして、1の目的、それから、2の改革期間

の設定にありますように、公社の経営体質や収支の改善を図り、県民の負担を最小限にすることを目的として、平成17年度から19年度を集中改革実施期間に設定し、抜本的改革に取り組むこととしたところでございます。具体的には、3の具体的な改革手法にありますとおり、(1)現行の契約内容の見直し、(2)債務累増の抑止、(3)運営経費の縮減等に取り組んでいるところであります。さらに、下の方になります、4の将来の経営形態にありますように、公社の将来の経営形態としまして、改革の成果等を踏まえ、平成20年度中に県営林への移行、他団体との統合、公社として存続のいずれかを選択することとしております。

表の右端、見込まれる改革の効果でありますが、このような取り組みによりまして、全体で約136億円の効果を見込んでおりまして、契約期間が終了する平成80年度には債務が解消するものと考えております。

次に、2ページをお開きいただきたいと存じます。ここには、平成16年度から平成80年度までの収支と長期借入金残高の推移を表とグラフでお示ししております。表の一番下の行にございます長期借入金残高につきましては、平成23年度、この表では平成20年度と25年度のはざまになりますけれども、平成23年度の342億円余りがピークとなりまして、その後漸減いたしまして、平成80年度には残高を解消できるものと見込んでおります。また、収入のうち、県からの借入金につきましては、平成20年度まで15億円前後で推移しますが、その後漸減し、平成38年度には県に対する償還金が借入金を上回るようになる見込みでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。林業公社の抜本的改革内容と進捗状況に

ついてであります。ただいま御説明いたしました抜本的改革の項目を左に、これに対応する進捗を右に整理しております。

主な進捗状況でございますが、まず、1の現行の契約内容の見直しでは、②でございます長伐期施業への移行の一環としまして、平成17年度において4,377ヘクタールを長伐期施業へ移行することとし、これに伴い、農林漁業金融公庫の低利資金であります施業転換資金への借りかえを実施したものでありまして、これにより約5億8,500万円の利息軽減効果を見たところでございます。また、③市町村有地に係る分収割合の見直しとして、該当する市町村について見直しに伴う変更契約を完了したところであります。さらに、2の債務累増の抑止では、平成17年度から県による償還原資の無利子貸し付けを実施しております。また、3の運営経費の縮減等では、職員給与の削減や森林施業の合理化等に取り組んだところでございます。また、4のその他にございます②でございますが、国等への支援強化の要請としまして、九州地方知事会等におきまして、国等に対する提言、要望を行いましたところ、平成18年度から新たな支援制度も創設されたところでございます。

なお、県といたしましては、平成20年度中の将来の経営形態の決定に向けまして、形態別に課題の整理と解決を行うため、有識者等から成る「林業公社基本問題研究会」を設置しまして検討を重ねているところであります。

以上が林業公社の抜本的改革の概要でございます。

続きまして、平成17年度事業報告について御説明いたします。たびたび恐れ入りますが、お手元の「平成18年6月定例県議会提出報告書」をごらんいただきたいと存じます。

定例県議会提出報告書の69ページでございます。社団法人宮崎県林業公社平成17年度事業報告書であります。

まず、1の事業概要であります。林業公社では、先ほど御説明しました抜本的改革方針に基づいた取り組みを進めているところであります。特に、下から6行目以降に記載しておりますように、農林漁業金融公庫の低利資金への借りかえや繰り上げ償還を行い、債務累増の抑止に努めたところでございます。また、事業費等の削減を図りながら計画的な主伐・間伐により収入を確保するとともに、森林整備法人としての役割を果たす上で、森林施業受託事業を積極的に導入しまして、県内全域を対象に植栽未栽地への再造林に取り組んだところであります。

次に、70ページをお開きください。2の事業実績であります。表にありますように、(1)の保育事業から(4)の森林施業受託事業までの各事業を実施したところであります。

次に、71ページをごらんいただきたいと存じます。3の財産目録ですが、この内容につきましては次の貸借対照表で説明をさせていただきます。72ページをお開きください。4の貸借対照表であります。資産の部、負債及び資本の部、それぞれの合計額は、一番下の合計欄にありますように、365億8,130万4,077円となっております。

まず、左側の欄にあります資産の部であります。流動資産は3億3,118万2,208円で、内訳は預金及び未収金等の雑資産であります。固定資産は362億4,906万7,669円で、その大半は森林勘定であります。

次に、右側の欄にあります負債及び資本の部であります。流動負債は1億2,010万6,248円で、内訳は未払い金等の雑負債であります。固定負

債は373億85万2,635円で、内訳は農林漁業金融公庫、県、市町村及び市中銀行からの長期借入金や退職給与引当金等の諸引当金であります。資本はマイナス8億3,965万4,806円で、内訳は出資金及び平成16年度からの累積損失であります。

次に、73ページをごらんください。5の損益計算書であります。

まず、左側の費用の欄の上段、森林造成事業をごらんください。森林経営直接費は1億1,667万9,553円で、内訳は植栽費、保育費、造林施設費などです。次に、森林経営間接費は4億4,858万5,252円で、内訳は農林漁業金融公庫や市中銀行からの借入金利息などの間接費及び人件費等の一般管理費です。

次に、右側の収益の欄の上段をごらんいただきたいと存じます。経営収入は1,849万5,384円、経営外収入は1億2,944万9,660円で、内訳は森林整備地域活動支援交付金や分収林整備高度化補助金などです。この結果、森林勘定繰入高は4億1,731万9,761円です。

次に、左側の費用の欄の下段、収穫事業をごらんいただきたいと存じます。まず、交付金は1億1,914万8,519円で、この内訳は土地所有者への分収交付金です。次に、売上原価は7億1,920万8,886円で、内訳は主伐及び間伐に係る原価でございます。次に、管理費は9,616万9,197円で、一般管理費のうち森林勘定に繰り入れしない費用でございます。

次に、右側の収益の欄の下段をごらんください。経営収入は3億1,921万500円、経営外収入は1億2,056万7,965円で、その内訳は主伐・間伐に係る売上代金及び造林補助金などです。

この結果、平成17年度の当期損失は4億9,474

万8,137円となります。なお、当期損失の主な発生要因としましては、昨年杉材の価格が下落したことなどによるものでございます。

次に、平成18年度事業計画について御説明いたします。74ページをお開きください。平成18年度の事業計画書であります。

まず、1の基本方針についてであります。林業公社は、平成17年度から19年度の3年間で集中的に改革に取り組んでいるところであります。その中期に当たる平成18年度の業務運営に当たりましては、抜本的改革方針に基づき、農林漁業金融公庫の低利資金への借りかえ等を進めますとともに、事業内容の見直しによりまして、運営経費の一層の削減に取り組むこととしております。また、事業費及び一般管理費については自己資金で賄うこととしておりますので、引き続き、計画的な主伐・間伐による収入の確保に努めますとともに、新公益法人会計基準を適用して財務会計の一層の適正化に努めることとしております。さらに、森林整備法人としての役割を果たすため、植栽未栽地の再造林に努めることとしております。

次に、75ページをごらんいただきたいと存じます。2の事業計画であります。公社の経営を左右する杉材の価格は、昨年度と比べますとやや持ち直してきておりますが、依然として厳しい状況にありますことから、平成18年度におきましては、保育事業や造林施設事業において、引き続き徹底した事業の見直しを進めながら、社有林の適正な管理に努めることにいたしております。収穫事業では、伐採量の平準化を進めますとともに、木材の流通及び価格の動向を踏まえながら、計画的かつ効率的な主伐の実施に努めることとしております。また、森林施業受託事業では、引き続き植栽未栽地に対する再造林

林を行うことにしております。

次に、76ページをお開きいただきたいと存じます。3の収支計画であります。平成18年度の収支につきましては、収入・支出それぞれ合計で36億8,095万1,000円を計上しているところであります。

まず、左の欄の主な収入であります。主伐や利用間伐の実施による財産収入としまして2億9,583万6,000円、造林補助金などの補助金として1億5,309万3,000円を計上しております。また、借入金は全体で31億1,956万円を計上しておりますが、このうち農林漁業金融公庫から長伐期施業への移行に伴う低利資金への借りかえ分として15億5,925万2,000円、県から長期借入金の償還原資として必要な15億3,985万8,000円、市町村から事業運営資金として2,045万円を計上しております。

次に、右の欄の主な支出であります。社有林の適正な管理に必要な森林造成費として1億1,436万5,000円、下の方になりますが、人件費等の管理費として1億3,661万4,000円、県、農林漁業金融公庫及び市中銀行への償還金としまして31億2,238万円を計上しております。

以上で、社団法人宮崎県林業公社についての説明を終わらせていただきます。

○中村山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課の平成17年度繰越明許費につきまして御説明させていただきたいと思っております。

恐縮でございますが、委員会資料の方にお戻りいただきまして、4ページをお開きいただきたいと思っております。山村・木材振興課分は、4ページの表の一番下に記載してございますが、林業・木材産業構造改革事業としまして1億1,691万9,000円の繰り越しとなっております。繰り越しの理由は、機械の納入のおくれにより、事業

主体において事業が繰り越しとなることによるものでございます。具体的には、南郷町の木材加工施設整備において、米国製の製材用加工機械の導入を計画しておりましたが、フロリダ半島を中心としたハリケーン被害に伴い、米国内で被災した製材工場の復旧を優先するため、納入が遅延したことによるものでございます。なお、ことし10月末には完成する予定でございます。以上でございます。

○飯田環境対策推進課長 先ほど申し上げました定例県議会提出報告書で、私の方が説明のときに数字を間違っておりましたので、訂正させていただきますと思います。

81ページをごらんいただきたいと思います。右側でございますけれども、下から6番目でございます。科目で周辺環境整備事業費9,382万8,000円のところを9,382万800円と申し上げましたので、それについて訂正をさせていただきますと思います。以上でございます。申しわけございません。

○岡田環境管理課長 その他の報告といたしまして、環境農林水産常任委員会資料の6ページをお開きください。平成17年度の大気及び水質の測定結果であります。

第1の測定結果の種類であります。大気・水質の状況やダイオキシン類や環境ホルモンの状況について測定いたしました。

第2の1の大気につきましては、アの測定項目であります。二酸化硫黄など環境基準の定められております5項目を測定しております。イの測定地点であります。表の上段の5市2町の22局の測定局と下段の移動監視の5市1町の6地点で測定しております。ウの測定結果であります。光化学オキシダントにつきましてはすべての測定局で環境基準を達成できませんで

した。そのほかの項目はすべて環境基準を達成することができました。光化学オキシダントにつきましては、下の米印で説明しておりますが、全国的に未達成で、平成16年度の全国の結果では、全国の1,190の測定局のうち、達成できたのは2局でありました。原因としては、3月から6月にかけて成層圏にあるオゾンが低下してくることにより発生するという自然現象によるものと考えられます。

次に、(2)の有害大気汚染物質モニタリングについてであります。都城市、延岡市等の4地点で環境基準が定められておりますベンゼンなど4物質を測定いたしました。すべての測定地点で環境基準を達成しておりました。

次に、2の水質の(1)の公共用水域であります。公共用水域と申しますのは、河川あるいは海域、湖沼の総称として使っている用語であります。アの測定項目であります。砒素など26の健康項目とBODなど9項目の生活環境項目を測定しております。健康項目といいますのは人に有害な物質であります。生活環境項目といいますのは水の汚れ度合いを示す項目でございます。イの測定地点であります。河川、海域、湖沼の240地点で測定しております。

右の7ページをごらんください。ウの測定結果であります。アの健康項目につきましては79地点で測定いたしました。砒素が3地点で環境基準を超えた以外は、すべて環境基準に適合しておりました。環境基準未達成の3地点は、高千穂町の土呂久川と岩戸川で超過地点を下側の地図に示しております。左側の水色で示しております土呂久川の、⊕と書いてありますが、東岸寺用水取水点というところと岩川用水取水点というところ、それから、下の方の岩戸川の⊕のところですが、旧鹿狩戸橋で環境基準を超え

ておりました。測定地点には6カ年の測定結果を示しております。原因は、地図の上の方の▲であらわしております旧土呂久鉦山坑口から出ております水であります。砒素以外の健康項目はすべての地点で環境基準を達成しておりました。続きまして、(イ)の生活環境項目のaのBOD及びCODにつきましてですが、河川の2水域において環境基準が未達成でした。

1枚おめくりいただきまして8ページをごらんください。未達成の2水域の状況についてグラフで説明しておりますが、御説明いたします。

BODの環境基準につきましては、延岡市の浜川と都城市の沖水川下流の2つの水域で未達成であります。2つグラフがございますが、上の方のグラフは浜川と沖水川の経年の水位を折れ線グラフで示しております。上の茶色の方が浜川の水位でございます。浜川につきましては、昭和60年から示しておりますが、徐々に下がってきておまして、最近ではリッター8ミリグラムのBOD値以下を推移しておりましたので、10ミリグラムのところに直線を示していただきまして、ちょっと段がありまして8ミリグラムに下がっておりますが、15年度に環境基準を10ミリグラムから8ミリグラムに変更をしたところでございます。16年度は基準をクリアしたところでございますが、17年度は超過してしまいました。原因ははっきりわかりませんでしたけれども、浜川の水質汚濁の大部分が、旭化成の工場からの排水によるものということは明らかでありますので、ことし4月1日から、延岡市と旭化成の3者で締結しております公害防止協定を見直しまして、旭化成に対しまして排水管理の徹底を指導しているところでございます。

それから、沖水川につきましては、青で示している折れ線グラフが沖水川で直線が環境基準

でございます。これにつきましても一進一退という感じでございますが、原因はなかなか特定はできませんでした。ただ、下水道とか浄化槽整備などの生活排水対策を関係市町と連携して進めることで今後改善してまいりたいと考えております。

次に、下のグラフでございますが、これは県全体の環境基準の達成率の推移を示しております。縦軸が達成率で横軸が年度でございます。17年度は先ほどの2河川が達成できませんでしたので、率にしますと97.8%の達成率でございます。過去の14・15・16年度は100%という達成率でございますが、残念ながら本年度は2河川が超過しておりました。

次に、右の9ページをごらんください。そのほかのBOD、COD以外の項目、bに書いてありますが、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、SS（浮遊物質）及び大腸菌群数ということでございます。pH、DO、SSにつきましては、環境基準の当てはめられた89水域で調査いたしましたけれども、pHにつきましては3水域、それからDOにつきましては27水域、SSが5水域、大腸菌群数が83水域において環境基準が未達成でございます。

下の表は、平成12年度からの各測定項目ごとの未達成率の推移を示しております。環境基準未達成の原因といたしましては、生活排水とか畜産排水、工場排水等による影響が考えられますので、今後とも生活排水対策の推進、事業者への指導強化を行うことによりまして、河川の水質向上を図ってまいりたいと考えております。

それから、その下の(2)の地下水でございます。アの測定項目でございますが、砒素など26の健康項目と農薬など22の要監視項目を測定しております。要監視項目といえますのは、科学

的なデータがまだ足りませんで、環境基準としては示すことができない項目でありますけれども、データの蓄積のため、監視の必要な項目でございます。イの測定井戸の本数でございますが、192本の井戸を測定しております。調査方法といたしましては、表の上の方に概況調査、モニタリング調査と書いておりますが、説明は下の米印の方に書いております。概況調査は、県内を5キロメッシュに区切りまして、井戸がある178メッシュのうちから毎年49メッシュの中の井戸を1つ選びまして計画的に測定する調査でございます。それが主な調査でございます。モニタリング調査といいますのは、その下で、過去に環境基準を超過していた井戸の継続的な監視を行う調査であります。ウの測定結果であります。概況調査で新たに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が都城市高崎町の井戸で1本環境基準を超過しておりました。また、モニタリング調査では、砒素が宮崎市の青島地区の井戸で3本、テトラクロロエチレンなど有機塩素化合物が宮崎市、延岡市、日向市の井戸で計の16本基準を超過したほか、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素が宮崎市と都城市の井戸で4本超過しておりました。

次に、1枚おめくりいただきまして10ページをお開きいただきたいと思っております。第3、ダイオキシン類測定結果であります。ダイオキシン類は、1の環境調査、これは大気とか水質などの状況を調査するものであります。この調査と2の発生源検査を実施しております。

1の環境調査につきましては、(1)の表の右端の合計欄であります。79の地点で測定した結果、(2)のとおり、すべて環境基準を達成しておりました。

次に、2の発生源検査であります。ダイオキシン対策特別措置法で定められております施

設が(1)の表の下の方の合計の欄の127施設ございます。これらのうち、(2)の自主検査の必要な101の施設から自主測定結果報告というものがございました。その中で排出基準を超過しておりました廃棄物焼却炉2つの施設につきまして改善命令をいたしたところでございます。この2施設につきましては、その後、改善されたところでございます。次に、(3)の立入検査でございますが、46の施設について検査しましたところ、廃棄物焼却炉4施設の排出ガスが排出基準を超過しておりました。改善命令をいたしましたが、3施設は改善されまして1施設が現在改善中となっております。

次に、右の11ページをごらんください。第4、内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンの測定結果についてであります。環境ホルモンにつきましては、下から4行目のところに記しておりますが、いまだ十分に解明されていない状況でありまして、また環境基準あるいは指針が定められておりませんことから、現段階では調査結果を評価することはできない状況でございます。このような状況の中で、環境ホルモンのうち、測定方法が確定しております21の物質につきまして、大気4地点、河川の水質3地点、底質3地点で調査しました結果、一部の物質が検出されました。

以上が調査結果の概要であります。この内容につきましては、本日の午後、記者発表を予定しております。

説明は以上でございます。

○中村山村・木材振興課長 山村・木材振興課関係のその他の報告事項について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。初めに、森林セラピーについてであります。

森林のストレス解消などの効用に関しましては、従来より森林浴として親しまれてきたところではありますが、これまで科学的なデータに基づく効果が明確にされておられません。平成16年度以降、国などの研究プロジェクトなどにおいて、森林のいやし効果を解明し、健康増進などの効果的なメニューを確立する森林セラピーの取り組みが開始されているところでもあります。

このような中、本県の日之影町が、林野庁などの支援のもとに運営されている森林セラピー実行委員会から、森林セラピー基地の認定を受けたところでもあります。資料の(1)の①の認定までの経緯にありますように、書類審査を経た全国27カ所の基地候補地のうち、平成17年度に生理実験が実施されました10カ所が、本年4月18日に全国初の森林セラピー基地などとして認定されております。

認定に際しての個々の候補地に対する評価の詳細については公表がされておませんが、②の審査結果等にありますように、生理実験調査の結果にあわせ、宿泊施設などの整備状況、アクセスなどの立地条件、将来構想などが加味され、総合的に評価されたものと聞いております。

なお、全国の認定状況のところにありますように、日之影町は九州で唯一森林セラピー基地として認定されております。

このような流れも踏まえまして、県におきましては、(2)にありますとおり、山村振興対策の一環として、平成17年度から『「癒しと健康の森業」創出促進事業』を実施しているところでございます。

また、ここには記載しておませんが、日之影町が今後取り組みますウォーキングコースの整備などに対し、地域振興課の「元気のいい地

域づくり総合支援事業」などにより、支援が行われることとなっております。

「癒しと健康の森業」創出促進事業の概要を資料の右側、13ページにフロー図でお示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

フロー図の上段にありますように、この事業の目的は、山村地域の豊富な森林資源を活用し、都市部のいやしや安らぎへのニーズに対して、いやしと健康増進を主眼にした山村振興対策を推進するとともに、環境立県、健康立県を目指していくものでございます。

事業の内容についてであります。フロー図の中段から下段に記載のとおり、3カ年で取り組んでいくこととしており、初年度の平成17年度は県において、医療・保健関係者や農林業関係者などで構成いたします「癒しと健康の森研究委員会」を設置し、山村地域の森林などの自然や伝統文化、温泉などの地域資源を活用した健康づくりの取り組みを行う際の県下共通の指針となる汎用版のプログラムを作成いたしております。また、本年度及び平成19年度につきましては、本事業で指定するモデル地域において、このプログラムに基づく実践活動に取り組んでいただくことになっております。本年度のモデル地域の日之影町に対しましては、町が実施するソフト事業への助成などを行う予定としており、関係部局との連携を図りながら事業を進めていきたいと考えております。

なお、お手元に別冊で昨年度作成いたしました汎用版プログラム、緑色の冊子でございますが、これを配付させていただいております。このプログラムでは、保養や健康増進などの目的や、森林の地形、滞在期間に応じたプランの例示などを行っており、各地域でいやしと健康づくりの企画実践を行う場合に活用していただく

ため、県内の各市町村などに配付しております。後ほどごらんいただければというふうに思います。

森林セラピーに関しましては以上でございます。

続きまして、委員会資料の14ページをお開きいただきたいと思います。しいたけの生産状況と宮崎県乾しいたけ品評会についてでございます。

(1)にありますように、本県の乾しいたけ生産量は減少傾向で推移しておりましたが、平成16年以降は横ばいで推移し、平成17年は、速報値ではございますが、619トンとなっております。これは大分県に次いで全国第2位でございます。一方、価格につきましては、安価な中国産乾しいたけの輸入の影響を受けまして、平成13年は1キログラム当たりの価格が2,000円を割り込むまで下落しておりました。平成14年以降、中国野菜の残留農薬や産地偽装問題が引き金となりまして、国産乾しいたけの引き合いが強まりましたことから、価格が回復傾向にございます。平成17年は平成15年からの価格高騰で売れ行きが弱まったことなどから、3,003円となっております。

次に、(2)にありますように、生しいたけの生産量はここ5カ年間は減少傾向で推移しており、平成17年の生産量は、これも速報値でございますが、1,229トンとなっております。一方、生しいたけの価格は回復傾向にあり、平成17年の市場価格は1キログラム当たり841円となっております。

次に、右側の15ページをごらんください。第51回宮崎県乾しいたけ品評会についてでございます。去る6月6日、J A・A Z Mホールにおきまして、生産者など約400人の参加のもと、表彰

式が開催され、入賞品の展示や入賞者の表彰、専門家による記念講演などが行われたものでございます。表彰式には、県議会から坂元県議会議長に来賓として御出席いただきましたが、常任委員会の県内調査の日程と重複してしまいましたことから、委員の皆様方には御出席いただけませんでした。重複しまして申しわけございませんでした。ここにおわびを申し上げさせていただきますと思います。

品評会の状況でございますが、4の(1)の個人の部にありますように、全体で725点の出品があり、審査の結果、袋物の部6点、箱物の部6点、合計12点の優等賞が決定し、その中から、五ヶ瀬町の小椋憲二さんが出品されました箱物の部の品柄「香菇」が農林水産大臣賞、そのほか6点が林野庁長官賞などの特別賞を受賞しておられます。さらに、最下段の(2)団体の部にありますように、諸塚村が12年連続の団体優勝を遂げておられます。消費者ニーズが食の安全・安心へと変化したことが国産しいたけに追い風となっているところでございます。県といたしましては、中国産乾しいたけの宮崎県産への偽装防止や、乾しいたけのトレーサビリティシステムの確立、さらには消費宣伝活動などに積極的に取り組み、山村地域におきます貴重な収入源となっております乾しいたけなどの特用林産物の一層の生産振興に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○丸山委員長 執行部の説明が終了しましたがけれども、まず、報告事項、公社の経営状況、繰り越し明許、事故繰り越し等についての質疑をお願いいたしたいと思っております。

○水間委員 災害の繰り越し明許、事故繰り越し、お聞きしましたが、ちょっと基本だけ教えていただきたいんですが、災害が起きた、そし

て、その災害の現場に行って査定をし、査定で災害として認定をされ、それから、発注かそれまでの一つ作業があると思うんですが、大体どのくらいのスパンが災害の発注ができる時期が必要なのか。というのは、結果的に、去年9月の4日、5日の台風で災害が起き、そしてそれを査定官が来て査定をし、その認定をされ、それから発注していく。ちょうど発注時期がまたこの雨どき、あるいはそういうところの前でやらなきゃならない。きのうみたいにだあっと降られると、きょうなんかまた崩壊をしているんじゃないかというところもあるわけで、そこらあたりの発注の時期というか、サイクルがちょうど難しい時期であろうと思うんだけど、大体どのくらいの日時があれば……。あとは査定官の問題ですよ、認定の問題だということになるんでしょうが、それは抜きにして、どのくらいの日時があれば災害としての工事の発注ができるのか、それは予算の関係もありますが、大体数字で教えていただけませんか。

○原田環境森林部次長 治山と林道で多少の差はあるかと思いますが、大まかに申し上げますと、災害が発生しまして、粗測量をしまして持ち込みます。それで1カ月ぐらいの間にそういう作業を済ませて申請をしなきゃいかんというところがあります。それから、査定班が入りまして大体2カ月ぐらいかかって何班かに分かれて現場を調査をします。それから、内示が来ますが、その段階である程度の準備をしております、2カ月ぐらいかかってようやく発注作業に持ち込めると。したがって大体2月か3月ぎりぎりに発注できると。それが全部というわけにはいきませんが、大体8割ぐらいを目標に発注をして、残りは繰り越して次年度発注と。ただ、工事自体は全部発注してすぐ明許繰り越

しになりますから、工事自体はほとんど次の年度にされると。ただ、4～5月、6月ぐらいが県の通常の工事が発注できませんで、その間に災害でつなげるという利点はあると、そういう状況でございます。

○水間委員 そこなんですよね。ですから、つなぎは8割程度は工事としての発注はできるんだがということで、ここには520件、120億という繰り越し明許、あるいは14件、13億という事故繰り越しになっているんですね。見ると、すべてが台風の災害で日時の事業繰り越しという中では、恐らく国の予算の内示がおくれた、そういうことが主だった。いわゆる財政的な措置が主だと思うんだけど、もうちょっと何か工夫が必要じゃないのかなと思ったりするんですね。

それと、今回の去年の台風14号に基づく、先ほどちょっと説明があったのかもしれませんが、全体の393件あるいは13件ですか14件、この中で総体をちょっとお知らせください。総体が自然環境課あるいは森林整備課で被害額はどのぐらいあって、それがどれだけ積み残してこの事故繰り越しになったのか、そこの数字を教えてください。

○坂本自然環境課長 明許繰り越しの確定というかそういうお話であろうかなと思うんですけども、平成17年度の自然環境課の治山関係の事業でございますけれども、総体が230カ所で105億2,454万4,000円ということでございましたが、このうち126カ所、59億8,992万1,000円を18年度に繰り越したところでございます。率としては約57%になるのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○金丸森林整備課長 森林整備課につきましては、災害関係としましては、林道災害復旧事業

が一番直接的な災害復旧事業になっています。
3 ページの一番下段になっておりますけれども、32億7,126万9,000円となっております。このうち17年にかかわる分が概ね28億ぐらいとなっております。残り4億が16年災害の繰り越しというふうになっております。

○水間委員 16年災は事故繰り越しなんですね。

○丸山委員長 恐らくどれくらい繰り越しているかがわかれば大まかにわかるかと思えます。

○金丸森林整備課長 少しお待ちください。

○原田環境森林部次長 詳細がちょっと時間がかかりそうですので、後で整理をしまして御報告させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○水間委員 何でこういうことをと思われるかと思うんですけど、いわゆる災害の査定官、これは土木災害でもそうですが、国から来られて、時期が重なって、箇所が多くなれば、去年みたいに14号で、激特災もいろいろあって、そっちの方が仕事が早い、これも予算のつきがいいからということなんです。しかし、宮崎の皆さん方、県職員というのは、災害の査定は、大概測量もできる、そういうこともあると私は見えますから、やっぱり早期な発注ができるようなそういうことが、結局雨季を外した工事の発注をすれば二重災害にならないで済むんだと私は思うんです。今、私、小林から通うのに、高岡の左の山手は、走る最中は余りよく見えませんが、よくよく左側を走ると、ほとんど崩壊していますよ。そのまま下は一生懸命ブロック積んで工事していますが、今度また横が崩れたりしているんですよ。この時期に災害の仕事をしながらまた雨季で災害が起きてしまっている。こういうことにならないような災害の復旧のあり方、これも一つ大事なことじゃないかな

と思います。あとはまた御質問があるでしょうから。

それともう一点ですが、山村・木材振興課で機械の納入がおくれたということでありまして、米国製を搬入しようとした納入の遅延だったということですが、やはりアメリカ産でない……、日本製じゃ間に合わなかったんでしょうかね。

○中村山村・木材振興課長 これは杉の集成材を、曲がり材から効率的に材をとるという製材機でして、今のところアメリカのその会社じゃないとその機械をつくってなくて、今、佐賀の伊万里の中国木材の方にその機械が入っているところで、うちの県でも競争力を高めなきゃいけないということで、本来であれば日本製入れたいところなんですけど、アメリカ製の機械を入れるということを計画しているところでございます。

○水間委員 林業公社についてちょっとお尋ねをしておきます。抜本的改革ということで321億を、すばらしい年度ですが、平成80年、約62年後ですね、計算してみたら。計画は計画として、この320億をどうにかゼロにしようという計画のようでありまして、このままいけば134億程度がまだ残るんでということいろいろまた工夫をされると。80年度にはゼロにしたいということです。ちょっとお尋ねしたいのが、16年当初で役員の削減、副理事長は環境森林部長が兼務をするということですが、現在もそういうことなんでしょうか。

○池田林業公社対策監 以前は、林業公社の理事長は知事でございますが、副理事長は当時県職OBが専任でございました。常務も専任がおりましたけれども、それを人件費の削減という意味合いもございまして、副理事長については

部長が兼任という形をとったところがございます。

○水間委員 それで、将来の経営形態の中で、平成20年中に県営林への移行、そして他団体との統合、そして公社としての存続をするか否か、これをどれをとということで模索される、そこまで研究されると思うんですが、そのうちのどの方向が一番、これはそう簡単にいかんでしょうが、副理事長、理事長でも結局60年間というスパンの中でおられるわけないんだから、ということになると、短期な、明確なということができないからこういう計画になった、そのためにはいろいろやってみたいという、統合やら、存続するかどうか、廃止か、どれが一番ベターなということは、何か部長としてお考えの部分がありますか。

○税所環境森林部長 3つの選択肢の中で今の時点で考えられるのは何かという御質問かと思えます。これ、私、今、環境森林部に来て3カ月経験している中で、1つ言えるのは、他団体との統合というのは非常に困難があるのではないかなと。というのは、これだけの負債等持ったものと一体となる団体はちょっと今のところ見当たらないので、そうなれば、県営林との合体の問題、あるいは公社としての存続、この辺で今後詰めていくことになるのではないかとこのように考えております。

○前本委員 常任委員会資料の9ページなんですが、地下水の……。

○丸山委員長 すみません、前本委員、それはその他の報告ですので、後からお願いしたいと思います。

○前本委員 わかりました。

○高橋委員 林業公社について関連質問ですが、いろいろ抜本的な改革内容ということで効果と

か書いていらっしゃるんですよね。先ほど17年度の実績を聞いているときに、5億弱の損益が出るじゃないですか。こういうのは計算された上でのいわゆる80年でゼロになるという計算になっているのでしょうか。

○池田林業公社対策監 当期損失は、御存じのように原価計算をしております、伐採した森林にこれまで投じてきた経費が原価でございますが、それに比べて売り払った経費の方が安かったという結果、損失が生じております。今後改革の一環でもございますけれども、長伐期施業、これは伐採量の平準化ともあわせまして、例えば60年、70年という伐期に持っていく必要がございますが、そういった中で材積、いわゆる森林に残っておる材積がふえることによりましてコストダウンが図れますし、売り上げも伸びてくるということがございますので、損失自体は途中で取り返してくるものというふうに計算上は考えております。

○高橋委員 価格が下落しないように、いろいろ変動はありますからね、それはいつかまたいい時期が来るかもしれませんから、そこを期待しながらいろんな検討をいただきたいと思えます。

定例県議会提出報告書の83ページ、環境整備公社、お尋ねしたいんですが、先だって県南調査で施設を見させていただきました。立派な施設でありました。この支出の分の委託費ですよ、11億9,100万何がしの計上があるわけですが、これはここにありましており施設運転管理事業に係る委託なんだろうけど、業者の方が入っているんじゃないですか、3交代されている方の人件費とか含むんでしょうけれども、主にどういう経費になっているのかというのはわかりますか。

○飯田環境対策推進課長 委託費につきましては、エコクリーンプラザみやぎきの運転経費ということで、ひむかエコサービスという株式会社がございまして、その委託費がほとんどだというふうに考えていただいて結構だと思います。

○高橋委員 何人の方がそこに、ひむかの方ですか、会社の方はいらっしゃいますか。

○飯田環境対策推進課長 その会社の人は大体100名ぐらいおられます。地元採用を85名していただいております。

○高橋委員 100名の方がエコクリーンプラザに出勤されているということの理解をしいんですね。

○飯田環境対策推進課長 ひむかエコサービス会社の方が100名でございまして、そのほかに県の職員も行っていますので、22名ほどいますので、トータルで出勤しているのは122名というふうに御理解していただきたいと思います。

○高橋委員 だから、この委託費というのはひむか何とかという会社に差し上げているお金ですよ。そこからこのエコクリーンプラザの仕事をしている人が100名ぐらいいらっしゃるという理解をしいんでしょう。

○飯田環境対策推進課長 延べというか、実際会社におられるのが100名ということで、あそこは4班2直体制でやっていますので、その人数比と常時おられる方については、当然減りますよね。

○高橋委員 委託契約の方法というのは、どんな方法でその業者に委託されているんですか。

○飯田環境対策推進課長 最初業者を選択するときに、長期ということがございまして、15年間ということで、選定委員会等を行いまして今の会社ということに決定しております。

○高橋委員 ちょっとよくわからないんですけど、ほとんどが人件費のような気がして。私の感想なんですけどね。いわゆる公平性、平等性からいったときに、その業者に長期的に委託をする理由というのがあるのかどうかですね。スタートした時点ですから、今云々というのはなかなか、あるかどうか私もちょっと私わかりませんが。

○飯田環境対策推進課長 三菱重工とか、クボタさんとか、川崎重工さんが出資している会社になっておりますけれども、基本的にプラントとかそういうものについても、そういう会社等もやっておりましてし、機種についてもやはりある程度経験とかそういうものがございまして、こういうプラントの大きなメーカーになりますと、大規模修繕とかそれなりのノウハウとかそういうものがございまして、変更することによってかえって委託経費が高くなるということもございまして、今のところそういうことで委託をしているということでございます。

○高橋委員 私もわからんでもありません。どこでもということにはならないと思います。よく私はわかりませんよ、どういう業者がいるかというのは。ただ、手を挙げる業者がいたときに、選定をする段階で今のところから変わるということもあり得るということですよ。将来的にですよ。

○飯田環境対策推進課長 例えば、その会社がいろいろトラブルとかそういうことがあるとかいうことになりましたら、またそういう検討もあると思いますけれども、今のところ契約上は長期な契約ということになっておりますので、特段の理由がないとなかなか変更というのはできないんじゃないかなというふうに考えています。

○高橋委員 もう終わりにしますが、長期契約を結んでいるわけですよね。そして、その委託費というのはその年度で結んでいくんでしょうかね、そこだけ聞いて終わります。

○飯田環境対策推進課長 委託料につきましては、基本的にはごみの処理量、それによって変化していきます。例えば、当然お金というのは市町村からの受託金ということになりますので、それはイコールごみの処理量、例えば一廃と産廃を引きまして、あと残った一廃の分につきましては、人口割とか均等割とかごみ処理量で案分して出していますので、そこ辺を判断しながら適正な委託料ということで締結していくというふうに考えております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○水間委員 今の問題ですが、メンテで今の作業ができる業者は県内にはおられると判断していますか。

○飯田環境対策推進課長 当然この業者を選定するときには、県内に何社かおられて、その中で選定しましたので、一応総合評価ということでこの会社に決まったということでございます。

○水間委員 だから、県内にはそういう業者もおられるということですね。それは実際応募された、公募の中におられたということですよね。

○飯田環境対策推進課長 はい、そうです。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 林業公社の件で、この表をいただいているんですが、まず最初に伺いたいのが、現在の321億円から、平成16年度は325億、そして17年度は330億とずっとなっていていっているんですが、支出の中の17年度で公庫元金、公庫利息で39億と、ここだけはこの数字がこれだけなっているんですが、これはもともとがこういう契

約というか、そういう形になっておったんですかね。この年だけが突出しているような気がするんですけどね。

○池田林業公社対策監 この17年度は借りかえ分を入れてございまして、このとき30億円を借りかえ、要するに低利資金に借りかえておりますので、この年度だけはその金額が上がってきておるといようなことでございます。

○星原委員 そうして、その後ずっと18年度以降こういう形で返還あるんですが、平成45年度あたりから、これで大体公庫の分は終わりという形で見えていいんですか。

○池田林業公社対策監 公庫と銀行に対しましては、公庫が平成55年度、銀行が平成41年度に返済が終了いたします。

○星原委員 そうしますと、55年以降になればあとは県の部分だけを償還していくという形にとらえていいんですかね。

○池田林業公社対策監 そうでございます。公庫、銀行が終了した後は、県から借りる分と県に償還する分とございまして、途中平成38年度以降は返済する金の方が大きくなっているという見込みでございます。

○星原委員 それと、主伐収入とか間伐収入で、50年度越えていくとかなり収入ふえるようになっているんですが、18年度から50年ごろまでは大体3億とか4億とかそういう形で主伐の部分がいつまで、55年度以降は少し数字がふえるんですが、価格が今安いからそういう形で見えているんですか、それとも伐期の調整でそういう形になるんですか、主伐あるいは間伐、そういう形が出てくるのは。

○池田林業公社対策監 価格は非常に影響する部分が大いとおっております。ただ、この計算は平成16年度現在の市場価格を参考に計算を

しております。後半で収入がふえてきますのは、材積でございます。長伐期に持っていくことによって切り出される材積が大きくなる。要するに倍になれば金額も倍になるという単純な計算なんですけれども、そういったことを考えております。

○星原委員 私の感覚でいくと、18年から20年ぐらいたったとき、38年、40年前後ですよ。そうすると我々もないわけですね。計算された皆さん方も、30歳の人で30年後で60歳ですが、これが60何年後の先で計算上でこうなるんですが、造林した時期がいつのをそういう計算されているのかわかりませんが、18年に植えても62年後、年数がたった杉材なら杉材が市場に出るような形ですよ。そうすると、今かなり伐期の来ているやつもあると言われているんですが、大体40年前後を今までは伐期、伐期と言っていたと思うんですね。そうすると、今来ているやつに60年たつと100年ぐらい、そのころになってから容積がふえるからというそういう計算の仕方に見ていいんですか。

○池田林業公社対策監 そのとおりでございます。長伐期に向かうということは、要するに40年で切ろうとするところを20年、30年先延ばしといいたいまいしょうか、材積をふやすために延ばすわけございまして、その間、材積が大きくなる、収入がふえる、それと県土保全といいたいまいしょうか、森林機能の保全という意味もございまして。

○星原委員 そうなってきますとね、今、1億2,000万という日本の人口が言われていて、人口が減る傾向にあって、木材はふえていくかもしれんけれども、それを利用する人たちですよ、全国の中で容積が倍ぐらいにふえていった形になって、使う人たちが倍以上、3倍ぐらいの人たちが木材使って家つくったりとか、あるいは

杉材なら杉材がほかにかわればいいんですが、80年物とか100年物というそういう材を、かなりの根回りもあると思うんですが、そういうものを住宅とか化粧材とかそういう住宅関連産業で使わない限りは、普通のチップ材にして使うとか何かほかの材料にかえてということは今ではないと思うんですね。数字ではそういうあらわし方ができると思うんですが、利用者ですよ、全国でこれだけの金額が今安いからということで容積をふやしていく計算になっていますが、じゃ、仮に60年後あたりに材として市場で販売がね……、その辺の計算というのはされた数字なんです。とりあえず数字的にそうやってふやして行ってふえていくという形でいっているんじゃないかな。そうすると、結局今、中国に輸出とかあるいは世界の中で云々とか言われているわけなんですけれども、利用の仕方あたりはどういうところに販売していく計算までされて数字を追っかけているのかどうかというふうに思うんですが、その辺はどういうふうにとらえたらいいんですかね。

○池田林業公社対策監 私、木材流通の専門ではございませんので、林業公社対策という面で申し上げますと、まさに拡大造林期に植栽された人工林が今伐期に入ろうとしておりまして、その木材をどうするかというのが今、全国的な課題になっております。そういった中で、国際的にはやや国産材が上向き加減にあるかなというふうな、公社有林の経営側から見ますとそういった感触も持っておりますし、木材価格は木材需給率にかかっておりますので、そういう意味では木材需給率も若干上向いてきているというふうにも聞いておりますし、全国1億立方メートルほどの木材需要量が激減するような傾向も今のところ見られない。60年後どうなるかと

いうのはちょっと予想もつきませんが、希望的観測ではありますけれども、そういった感触を持って計算に臨んでいるところでございます。

○星原委員 多分その時代はだれも生きていないというふうに思いますから、想定はされないんですが、私は、こういう計画を立てるときに、こういう形で立てていった方がいいのか、やはりここ10年とか20年とか30年ぐらいまでの間の中をどういうふうにやっていくかというのが重要なポイントじゃないかなと思うんですよ。こういう形でこういかれると、次世代の人たちにどれだけ県民の借金を背負わせたままいくのか。あるいはそういうことじゃなくて、じゃ、詰められるところはどういう形でなっていくのかなんですが、それはいろいろここに書かれている今後の進め方あるんですが、だけど、県の部分と国から借りている部分あたり、これは全国どこも多分借りてやっていると思うんですね。そうすると、今、普通の民間の会社ですと、民事再生とかいろんな形で放棄してもらったりしてますよね、何かそういう形の国との折衝とか、あるいはそういうところとのやりとりとかというのは全国的にはないものなんですか。でない、これはずっと先送りでいくと思うんですね。

○原田環境森林部次長 長期的な視点でのこういう計画は一つ必要だと思うことで、そういうことでシミュレーション描きながらこれはつくっているということが一つございます。しかし、一方では、やっぱりもうちょっと現実的な計画というものが要るんじゃないかと。これは今、部長と相談しながら、ここ10年前後でどうなるかという話と、木材価格が2,000円ぐらい上がったときはどう改善するのか。恐らく相当短期的に収支の改善ができるようになりますので、

いろんなパターンを想定しながらそういうものを描いていこうという話を今進めているところであります。

長伐期というものについては、伐採量の先送りじゃないかと、そういう視点の話もございませぬけれども、一つは、長伐期にすることで、現時点では切ってしまうと植えられないという現実がございませぬから、再投資をさせない、いわゆる植栽未栽地をつくらないという視点が、これは契約者との合意の上でということになります。そういう意味での先送りを一つやっていると。

それから、長伐期にすることで伐期が固まっていますので、いわゆる市場を攪乱させないという視点で、伐期の平準化を図るというよさの一つあると思います。それから、もう一点は、杉について、飢肥林業は特別な用途で長伐期、いわゆる大径材を使ってきましたけど、宮崎の杉を考えてみますと、飢肥杉がほとんどですから、恐らく50年以上に非常によさが出てくるという問題が、そこが利点がございませぬので、そこを長伐期化することでいろんな用途に使える材として、恐らく技術革新も含めながら絡めていくと用途が出てくるんじゃないかという視点がございませぬ。そういった意味で今、長伐期化というのを県としても方向づけをしてやっているというのがございませぬ。

それから、需要予測については、確かに先生が言われるとおりになかなか立たないんですね。国の方もいろんな試算をしていますけど、なかなか見通しが、つくった計画、つくった計画が大きく狂っているという状況にございませぬけれども、ここに来て、これだけ外材の供給事情が変化してきているというのと、杉の価格が外材に比べて随分高いと、競争力がないと言われた

ものが国際標準価格に落ちたと。逆に杉の方が安くなっている。そういった意味でかなり競争力が出ている。これは林家にしわ寄せが起きているという面はございますけれども、市場競争という面では非常にやりやすくなっていると。そういったものを加味していくと、外材が今8割ですが、恐らく国の試算でも、外材が6割ぐらいまで落ち込んじゃうと杉を中心とした国産材はすごくはげゆきがよくなると、そういう見通しがございますので、その辺に多少夢を持ってというわけじゃないんですけども、そういうのを視野に入れながら、短期的な10年ないし15年ぐらいのスパンでどうなるかと、そういったものもちょっと今後検討してみたいと思っております。以上です。

○丸山委員長 恐らく林業公社に関してはいろいろ委員の皆さん心配であろうと思っておりますので、6月議会だけでなく、9月議会、12月議会、それぞれの議会のときに、ある程度どういう方向性で持っていくのかということも報告していただきたいと思っておりますし、今、長伐期施業という形でしていただいているんですけども、先送りにしか見えないものですから、長伐期することによって材の量がふえていくことはわかりますけれども、どれだけ長伐期することによって経営がよくなるのかというのが全く見えてこないものですから、数字的に本当に裏づけがある数字じゃないというふうにしか説明がされないものですから、その辺をできるだけ早く説明をしていただきたいというふうに思っております。

○星原委員 今、委員長からも出ましたけど、この表でいくと、平成35年か40年のところあたりでやっと300億を切る数字の書き方になっているんですね。ということは、それまでに、大体40

年度でいったときだったら、22年間ぐらいは大体300億を今後切らない状況でいって、その後から、10年ごとに見ていくと40~50億ずつ減っていく数字になっていくんですよ。だから、こういうものを示されればやっぱりそういうふうに思っちゃいますし、いずれ返せるんだと。そうじゃなくて5年置きぐらいのピッチで追っかけていかないと、20年ぐらい本当にこのままずっと過ぎていってどういうふうになるのかというのがあるわけですよ。これは公社自体がどうなっていくのかもあるんですが。

ですから、今、次長が言ったように、外材に対する輸入の制限の問題とか、いろんな形で国に対しての借入れの金の問題とか、そっちの方をかなりみんなで圧力かけていかないと、数字をただ述べられてこういう形で返せるんだという形、次世代の人たち、次の次の世代の人たちの時代だと思うんですね、そんな形で計画を上げて林業公社を維持していかなくちゃいけないのかと、そういう部分もあると思うんですね。その辺もひっくるめて本当に抜本的に改革するんであればその辺が出てこないと本当の改革、22年たってもまだ300億前後で推移していたんでは、その間はじゃどうなるのと、こう言いたいわけですよ。その辺についてどういうふうにとらえていこうとされているんですか。

○税所環境森林部長 今、星原委員のおっしゃることは私ども痛いほどわかる部分です。まず、私どもも、これは一宮崎県だけの問題でなくて、全国39県ですか、42ぐらいの公社がありますけど、これがすべて同じような課題を抱えている状況です。それで、国あるいは農林漁業金融公庫、ここからの融資を受けているのが大半ですから、この辺に何とか改善をとということを、公社を抱えている20県で組織をつくりまして、国

あるいは公庫にいろんな形で改善要望等も重ねてきておりまして、その一つが長伐期への借りかえを認めるようになってきたと。例えばこれあたりでも、去年借りかえたもので6億弱ぐらいはメリットが出てくると。やはりこういうものの積み重ねが一つ必要であろうと。それともう一つは、やはり余りにも長期、だれが生きているのかとおっしゃるぐらいの先ではなかなかあれですから、一つのスパンでの、このスパンでこの価格で推移したときにはこうなるというようなものについては、先ほど次長も申しましたように、私どもももう少しこれを再度分析するという意味で、そこはちょっと詰めてみたいと思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

○金丸森林整備課長 先ほど林道災害復旧事業について説明が不足していた分がございましたので、再度御説明をさせていただきます。

平成17年度の災害復旧の査定額が76億の682カ所で行いました。17年度中に発注したのが57億の629カ所となっております。そのうち繰り越したのが33億の339カ所となっております。以上です。

○坂本自然環境課長 私の方も、先生からの質問に若干不足しておりましたところがございますので、ただいま森林整備課長が申し上げた基準でお答えをさせていただきたいというふうに考えております。治山関係の災害分につきましては、63億3,300万4,000円というのが査定決定でございますけれども、この中から繰り越したのをいたしましたのは50億309万6,000円ということでございまして、率的に見ますと約8割ということでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○丸山委員長 その他の報告事項についての質

疑はございませんか。

○高橋委員 10ページの立入検査、いわゆる環境調査の関係ですけど、ダイオキシン類の測定結果の。これは排出基準を超えていたということは、いわゆる何と申しますか、営業停止とかそういうことがあるんでしょうか。

○飯田環境対策推進課長 要するに、ダイオキシン類の対策特別措置法というのがございまして、自主報告というのは年1回ありますけれども、私たちの方で立ち入りの調査をやりまして、改善されないものにつきましては当然罰則規定とかいうのがございますので、焼却施設等につきましては、改善は必ずするように改善命令等を出しております。

○高橋委員 要するに、改善命令を出しますよね、改善命令を出して改善されるまでには作業をさせないということになっているかどうかです。

○飯田環境対策推進課長 当然作業は中止というふうにさせていただきます。

○高橋委員 立入検査はどのくらいのスパンで行われているのかわかりませんが、いろいろと物理的な問題がありますけれども、ぜひやっていただいて、抜け道がないようお願いしたいと思います。

○丸山委員長 要望でいいですね。

○前本委員 地下水のことでお尋ねとお願い。9ページです。砒素等の健康項目26項目、農薬等要監視項目22項目で、いわゆるメッシュ方式で抜き打ち的に順次調査ということが書いてありますけど、私、心配していますのは、ウの判定結果というところなんです。砒素が3本のうち青島が1本、それから有機塩素化合物、これも16本のうち宮崎市が1本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、これがまた宮崎でも入っていると

というような話でございますけど、大変に宮崎市内の地下水汚染というのが進行しているということを知っております。これは事業主体は宮崎市がやっていると思うんですけど、これに関しまして、これだけ抜き打ち検査で出ているんですけど、飲料水に使っているところと食品加工に使っている、業務用で地下水を使っているところがあるんですけど、このあたりのところが大変心配されているんです。この調査結果だけ見ているんですけど、宮崎市に対しましてどのような行政指導しているか、ちょっと聞かせてください。

○岡田環境管理課長 現在、宮崎市は中核市になっておりまして、県と対等の立場でございます。特に指導という形ではありませんが、お互いに情報交換をいたしまして、持っている知識等を情報交換をしてお互いに協力して指導をしているところでございます。以上でございます。

○前本委員 お互いに対等な立場でというのはわかるんですけど、やっぱり宮崎市も中核市でありながら県の管理下だと思いますので、この地下水汚濁に関しましての人体に与える影響というのは大きいわけですよね。依然として飲料水に使っているとか、食品加工に使っているという飲料水を、何とかこれは県の立場で指導していただきたいと思います。要望になってしまいましたけど、以上、要望で結構ですけど、よろしく願います。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○水間委員 森林セラピーについて、今回の一般質問でもいろいろ出ておりました。私ども視察もさせていただきましたが、全国10カ所の中で、長野県が6カ所のうちのセラピー基地で3カ所、セラピーロードで2カ所、全体の10カ所

の中の5カ所が長野県なんですけど、宮崎がこの日之影と、あと綾町が応募しているというようなことでありました。端的に言いますと、宮崎県の中の76%が森林だという中で、長野県でこのような状況があるとすれば、宮崎県は県の7割はセラピー基地にしてもいいんじゃないかと、応募してもいいんじゃないかというような気がするんですが、そこらあたりについては今後の問題としてはどうお考えでしょうか。

○江口国土保全対策監 お答えします。

私どもといたしましては、今、議員がおっしゃられますように、県土の76%という非常に森林の多い県土でございますので、できるだけこういうふうな活動というものを広めたいと思っております。ただ、セラピー基地としてやるということになりますと、いろいろ実験等というのが、国の一つのシステムでございますので、私どもといたしましては、手元にお配りさせていただきました緑色の冊子、「癒しと健康づくりプログラム」の汎用版でございますが、これを活用した活動というのを県下全市町村に広めたいということで、まずは地域的に日之影が中心になりますけれども、全県下でいろんな活動がもう芽生え始めておりますので、積極的にそういう展開をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○水間委員 前向きのお話ですが、ですから、今度国の採択やら云々、これも大事ですが、いわゆる県の単独で、県も独自に各市町村にこういうものを公募して、そして、あんたのところはやらんかと、こういうことはすばらしいじゃないかということで、市町村にもそういう県独自のセラピー基地も、宮崎県内の県独自のやつも必要かなと、またやっていくべきじゃないかというふうにも思いますので、ひとつ努力をし

てみてください。以上です。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○水間委員 杉材が15年連続1位ということでした。ちょっとお聞きしたかったのが、端的に言うと、木の花ドーム、ああいうドーム型の学校の体育館設置についてはどういうふうな基準が要るのか。学校の体育館が県産材を使ったドームが可能なのかどうか、そこだけちょっとお聞かせいただけませんか。

○中村山村・木材振興課長 体育館でも、木の花ドームで使っているような大断面の集成材で建てることは技術的には可能でございます、高鍋高校の体育館もそれをつくっております。広く普及していかすためには、あとは製造コストのところをもう少し考えていく必要はあるかと思っております、今ちょっと検討しておりますのは、これまで鉄骨で建てることにはなれた方というのはいらっしゃるの、その方々とそれから木材の関係者とで連携をとって新しい建物をつくっていかうというようなことも検討しているところでございます。以上でございます。

○水間委員 これは教育委員会とも話しなさいいけないんですが、学校の体育館も、例えば地元の体育館も、各市町村必要なときには、県産材使ったドーム的な、その市町村の独自の、また学校独自の体育館のつくり方、校舎のつくり方。県産材をどうにかして利用して、そして特色ある学校づくりをするためにはそういう学校施設のあり方も大事だと思いますので、当然耐震強度だ云々あると思いますから、そこらあたりも研究しながら、今おっしゃる分野横断的という、教育委員会サイドとも積極的にそういうような方向を進めてほしいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○丸山委員長 以上をもちまして環境森林部を終了いたします。執行部の皆さん、どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時6分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開します。

当委員会に付託をされました議案、報告事項等の説明をお願いします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○長友農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく申し上げます。

まず最初にお礼を申し上げます。5月の22日から24日にかけては県南地域を、また、6月の6日から8日にかけては県北地域の調査を行っていただきました。まことにありがとうございました。

それでは、座って御説明申し上げます。

本日、農政水産部から、議会提出議案1件、議会提出報告2件、その他委員会報告事項として3項目を予定をしております。

お手元の「環境農林水産常任委員会資料」を1枚お開きをいただきたいと思っております。左側のページの説明項目の順に御説明をいたします。

まず、議会提出議案についてであります。資料の1ページをごらんください。議案第10号「みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは転飼地区割の適正化を図るための条例の改正でございます。詳細につきましては、後ほど畜産課長が御説明いたします。この1件が議会提出議案でございます。

次に、議会提出報告についてでございます。2ページをお開きいただきたいと思っております。2

ページから7ページにかけまして、県が出資をしております農政水産部所管の3つの法人の経営状況について報告をするものでございます。詳細につきましては、後ほどそれぞれ関係課長から御説明いたしますが、これらの法人に対しましては、一層の効率的な運営が図られますようにさらに指導してまいりたいと考えております。

次に、資料をめくっていただきまして8ページをお願いいたします。平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書に基づきます明許繰り越しの報告であります。8ページが一番下の欄にございますように、農政水産部全体で24事業、繰越額69億1,271万2,000円、箇所数では1,043カ所となっております。繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら早期完成に努めてまいりたいと考えております。

以上が議会提出報告であります。

最後に、委員会報告事項についてでございます。委員会資料の10ページをお願いいたします。

まず、品目横断的経営安定対策並びに農地・水・環境保全向上対策についてであります。昨年10月に、国は、経営所得安定対策等大綱を決定いたしまして、その中で品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策並びに農地・水・環境保全向上対策が示されたところでございます。この中で、品目横断的経営安定対策につきましては、これまで全農家を対象として品目ごとの価格に着目して講じてまいりました対策を、担い手に対象を絞りますとともに、経営全体に着目した対策に転換することとされたところでございます。また、農地・水・環境保全向上対策につきましては、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、その基盤となる農地・水・環境の保全と質的な向上に向けた地域

ぐるみでの効果の高い共同活動と先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援するものであります。県といたしましては、これまで市町村等に対しまして、大綱の周知徹底や担い手の明確化に向けた取り組み等を支援してきたところであります。本日は2つの対策の概要につきまして、後ほど農政企画課長並びに農村計画課長が説明申し上げます。

次に、14ページをお願いいたします。ポジティブリスト制度への対応についてであります。去る5月29日から、食品衛生法の改正に伴いましてポジティブリスト制度が導入されたところであります。その詳細につきましては、後ほど営農支援課長が御説明いたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○井好畜産課長 畜産課でございます。

議案第10号「みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。みつばち転飼取締条例は、県内におけるみつばち群の配置を適正にしてハチみつの増産を図るものであり、資料の中ほどにありますみつばち転飼取締条例新旧対照表中、右側の旧の欄にありますように、県内を8地区の転飼地区に区分して、各転飼地区ごとにみつばち群の配置を決めており、各転飼地区を越えて移動する場合は知事の許可を受けることになっております。

今回、1の改正理由にありますように、宮崎市及び宮崎郡と東諸県郡をまたがって転飼がないこと、また、東諸県地区の養蜂農家が減少してきたことから、両地区を統合して転飼区割の適正化を図るものであります。具体的な改正の内容につきましては、中ほどの新旧対照表にありますように、東諸県転飼地区を宮崎転飼地区

に統合して県内を7地区にするための改正で
ございます。施行は平成18年8月1日からとなっ
ております。以上でございます。よろしくお願
いします。

○玉置地域農業推進課長 地域農業推進課で
ございます。

議会提出報告の関係でございまして、農業開
発公社の状況につきまして説明をさせていただきます。

まず、平成18年6月定例県議会提出報告書の
説明の前に、公社の事業概要につきまして御説
明をいたしたいと思っております。

お手元の常任委員会資料の2ページ目をお開
きいただきたいと思っております。

まず、①の沿革でございまして、昭和35
年に農業開発機械公社として発足いたしまして、
その後、昭和47年に現在の農業開発公社を設立
し、農地法に基づく農地保有合理化法人として
指定をされているところでございます。また、
昭和49年以降、4回にわたりまして、畜産経営
環境整備事業等の事業指定法人の承認を国から
受けておるところでございます。

次に、②の組織でございまして、役員
は22名で、うち常勤は3名、職員は21名となっ
ております。

続きまして、③の出資金等でございまして
も、出資金は6,000万円、うち2,000万円が県
が出資しておりまして、残りを市町村、経済連、
信連等の農業団体が出資しているところでござ
います。また、農地保有合理化事業基金という
ものも積み立ててございまして、総額3億3,700
万円です。3つの基金を国と県で造成しておる
ところでございます。

続きまして、3ページ目に移らせていただき
ますが、④の事業でございまして、まず、アの農

地保有合理化事業でございまして、この
事業は、規模縮小農家等の農地等を一たん保有
しまして、規模拡大や農地の集団化を図る認定
農業者等への集積を促進するものでござい
ます。続きまして、イの畜産環境等整備事業で
ございまして、これは家畜ふん尿処理対策のた
め、堆肥を還元する草地、飼料畑等の造成整備
や、家畜ふん尿処理施設、畜舎等の施設整備
などを行うものでございます。続きまして、ウの
農業科学公園管理受託事業でございまして、こ
れにつきましては、県からの委託による農業科
学公園の管理運営ということでござい
ます。次に、最後のエの受託事業につきま
しては、県、市町村、農業団体等から委託を
受けまして、ほ場整備や農地の開発造成等の
土地条件の整備を行うものでござい
ます。

また、参考で載せてございまして、農
地保有合理化事業で農地を買い入れ、またそれ
を売り渡すことになるわけですが、その
売り渡しができず長期保有している農地につ
きましては、漸次減少し、17年度末では5.4ヘ
クタールという形になってござい
ます。

また、累積欠損金につきましては、職員の適
正管理など経営全般にわたって改善に取り組
んだ結果、平成17年度末で200万円となっ
ておるところでございます。

それでは、引き続き、公社の平成17年度の事
業報告及び平成18年度事業計画につきまして
御説明を申し上げます。

お手元の定例議会の提出報告書の119ペー
ジをごらんいただきたいと思っております。事
業概要につきましては先ほど申し上げました
とおりでござ

いますので、省略をさせていただきます。

まず、2の事業実績でございますけれども、(1)の農地保有合理化事業につきましては、5億8,453万円余の事業費で、売買事業につきましては、17年度に63.3ヘクタールの農地の買入れを行い、52.4ヘクタールを売り渡し、また、貸借事業につきましては、17年度末で28.8ヘクタールの貸し付けを行っております。

次に、(2)の畜産環境等整備事業でございますけれども、事業費4億8,350万円余でございます。3地区において発酵処理施設等の整備を行っております。

(3)の農業科学公園管理受託事業につきましては、事業費7,956万円余で、農業科学館を含めた管理運営を実施しております。

(4)の受託事業につきましては、事業費5億1,623万円余で、11地区におきましては場整備等を行っております。

続きまして、120ページ目をごらんいただきたいと思っております。3の収支計算書でございます。

まず、左側の収入の部でございますけれども、主なものについて御説明いたします。

まず、事業収入でございますが、6億7,015万円余で、内訳といたしましては、農地の売買等収入であります農地保有合理化事業収入が5億2,354万円余、中段にあります畜産環境等整備事業収入は、事業参加農家からの負担金で1億3,974万円余、その下の農業科学公園管理受託事業収入は、公園内の物産館の売上収入等で686万円余でございます。

続きまして、補助金等収入というのがございますけれども、これにつきましては10億9,838万円余でございます。各事業の実施における県及び全国農地保有合理化協会等からの補助金や委託料の収入となっております。

続きまして、借入金収入というのがございますけれども、これは県からの短期貸付金の借入れでございます。12億6,352万円余となっております。

次に、特定預金取り崩し収入というものがございますけれども、これは退職給与引当預金等のために取り崩したもので、2,596万円余となっており、右側のページの121ページをごらんいただきますと、収入の部の合計は31億94万円余となっております。

もう一度左側の120ページに戻っていただきまして、今度は右側の支出の部を御説明いたしたいと思っております。

まず、事業費でございますけれども、16億6,389万円余でございますけれども、その内訳は、農地保有合理化事業が5億8,453万円余、中ほどにあります畜産環境等整備事業費が4億8,355万円余、農業科学公園管理受託事業費が7,956万円余、受託事業費が5億1,623万円余でございます。次に、一般管理費が2,860万円余となっております。さらに、121ページ目の中ほどにあります借入金返済支出は、先ほどの県の短期貸付金等の返済でございます。13億2,145万円余でございます。以上、支出の部の合計が31億94万円余という形になってございます。

続きまして、122ページ目の財産目録でございますけれども、これにつきましては、科目金額等の詳細を示したものが5の貸借対照表となっておりますので、こちらの方で説明させていただきます。

まず、左側の資産の部でございますが、流動資産が12億4,677万円余で、その主なものは、用地、これは農地保有合理化事業で公社が買入れた農地でございますが、その農地が6億8,477万円余でございます。次に、固定資産が

4億8,301万円余で、これは基本財産と退職給与引当預金等でございます。

次に、右側の負債及び正味財産の部でございますけれども、流動負債が4億7,001万円余であり、その主なものは事業未払い金の3億4,118万円余でございますけれども、これは畜産環境等整備事業と受託事業の工事代金等でございますが、現在は支払い済みとなっております。次に、固定負債につきましては7億4,120万円余で、その主なものは、用地借入金の、農地の借入金ですね、農地を買うための借入金の6億3,519万円余でございます。先ほどの資産の部の合計17億2,979万円余から、流動負債及び固定負債を差し引いた正味財産は5億1,857万円余となっております。また、このうち、括弧書きの2段目、うち当期正味財産増加額というのがありますけれども、これが204万円余となったところでございます。

続きまして、123ページ目をお開きいただきたいと思っております。今度は18年度の事業計画書につきまして御説明をいたします。

1の事業概要でございますけれども、平成17年度で農業科学公園管理受託事業が終了したため、農地保有合理化事業ほか2つの事業を実施することにしてございます。

2の事業計画でございますけれども、(1)の農地保有合理化事業につきましては、売買事業において買い入れ65ヘクタール、売り渡し53.6ヘクタールを、また貸借事業におきまして年度末で39.3ヘクタールの貸し付けを計画してございます。(2)の畜産環境等整備事業でございますけれども、3地区で事業に取り組むこととしております。さらに、受託事業につきましては、9地区ではほ場整備等の事業に取り組むこととしてございます。

続きまして、124ページをお開きいただきたいと思っております。3の収支計画でございます。平成17年度に公益法人会計基準の改正がございまして財務諸表等の見直しが行われまして、具体的にその書き方ですけれども、事業活動、投資活動及び財務活動収支の3つに区分するということになったため、それに準じて書き方も少し変更してございます。

まず、左側の収入の部でございますけれども、事業活動収入というものが17億1,437万円余となっております。その内訳は、基本財産の運用収入が39万円余、事業収入が6億4,198万円余、中ほどにあります補助金等収入が10億7,199万円余となっております。

続きまして、投資活動収入という項目がございますけれども、それにつきましては7億9,414万円余でございますけれども、これは先ほど説明した基本財産3億9,700万円でございますけれども、これは国債を購入して運用しているものでございますけれども、年度内に満期が来ることから、その国債を売り払い、再度購入することの資産の出し入れによって計上しなければならない科目となっております。

続きまして、財務活動収入でございますが、これは12億5,500万円余ございまして、右側のページでございますが、最後、収入の部の合計が38億3,015万円余となっております。

今後は支出の部でございます。また124ページに戻っていただきまして、事業活動支出が19億8,393万円余でございますけれども、その内訳が、事業費支出が19億270万円、中ほどにあります管理費支出が8,123万円余となっております。次に、右側の125ページにまた移りまして、投資活動支出は8億400万円になってございますが、その内訳は、基本財産の国債購入に係る固

定資産取得支出が3億9,672万円で、さらに退職給与引当預金を加えた特定預金支出が4億728万円になってございます。次に、財務活動支出が9億7,357万円余とになってございまして、合わせて、支出の部の合計が38億3,015万円余とになってございます。

以上で、平成17年度事業報告及び平成18年度事業計画の説明を終わりますけれども、今後とも公社等改革の趣旨等十分踏まえながら、所期の目的が達成されるよう公社を指導してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございまして。

○藤田水産政策課長 水産政策課でございまして。

財団法人宮崎県内水面振興センターの平成17年度事業報告並びに平成18年度の事業計画について御説明いたします。

まず、センターの概要について御説明申し上げますので、常任委員会資料の4ページの方をお開きください。

①の沿革でございまして。当センターは、内水面における漁業及び養殖業の振興、水産動植物の保護培養等を目的に、平成6年11月に設立されてございまして。

②の組織につきましては、役員は18名で、そのうち理事長と専務理事の2名が常勤の役員とになってございまして。

また、センターの常勤職員数は、これまで経営改善に努めた結果、ピーク時の25名から14名が削減されまして、平成18年度は11名とになってございまして。

③の出捐金でございまして、基本財産3,000万円のうち、1,500万円を県が、残りを市町村、シラスウナギ協議会、内水面漁連、内水面漁協が出捐しております。

次に、右側の5ページの下の表をごらんくだ

さい。①にセンターの主な事業の一つであるシラスウナギの供給実績の推移をお示ししてございます。シラスウナギの供給量は、資源状況等の変化により採捕量が左右され、毎年大きく変動いたしますけれども、平成17年度は437キログラムということで、平成15年度とほぼ同水準を確保したところでございまして。

次に、その下の②の表をごらんください。センターは、設立当初に暴力団等の排除のために予想外の経費が必要となったことなどによりまして、多額の債務が生じております。そこで、平成11年度から経営改善に取り組みまして、事業の効率化や役職員の削減による経費の節減等を図るとともに、宮崎県シラスウナギ協議会にも長期借入金の一部債権放棄などの協力をいただいております。この結果、累積債務の額は、平成17年度末には2億5,800万円まで削減されたところでございまして。さらに、平成16年度からは、宮崎県公社等改革指針に基づきまして経営改善計画を策定し、健全経営に努めるよう指導しているところでございまして。

それでは、「平成18年度6月定例県議会提出報告書」の127ページをお開きください。

まず、平成17年度事業報告についてであります。事業年度は平成17年4月1日から平成18年3月31日まででございまして。内容が重複しますので、2の事業実績から説明させていただきます。

(1)の内水面の増養殖用種苗の採捕・供給等に関する事業についてでございまして。これは大淀川及び一ツ瀬川におきましてシラスウナギの採捕を行い、県内の養鰻業者へ供給する事業でございまして。平成17年度のセンターのシラスウナギ採捕量は437キログラムで、平均価格はキロ当たり約25万円であったことから、採捕収入

額は1億942万5,000円と、16年度より約2,500万円多い収入を確保したところであります。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業につきましては、河川の巡回パトロールを実施し、河川環境の監視を行うとともに、密漁情報の収集等を実施したところがございます。

(3)の内水面における水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業でございます。センターがシラスウナギの採捕を行っております大淀川と一ツ瀬川のほか、その周辺河川等におきまして、自主警備を行うとともに、県が行う巡回取締活動や警察、海上保安部の取締活動の補助的業務、さらには「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づく書類調査等を実施したところであります。

続いて、128ページをごらんください。(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業でございます。資源の保護培養のためのアユ等の放流のほか、河川周辺の環境美化などを実施したところであります。

続いて、129ページをごらんください。3の収支計算書でございます。

左側、収入の部でございますが、主なものは、先ほども触れましたように、シラスウナギの種苗販売による事業収入が1億942万4,650円、補助金等収入が1億1,352万5,000円、借入金収入が2億4,700万円となっております。これらに前期繰越収支差額を合わせました収入合計は4億7,066万788円となっております。

次に、右側の支出の部でございます。まず、一番上の事業費1億4,328万4,136円のうち、主なものは、業務流通対策担当職員の給与手当の4,549万8,047円や、シラスウナギ採捕事業に伴う採捕及び警備等の委託料6,316万5,618円などがございます。次に、中ほどにございます管

理費3,859万2,547円は、常勤役員及び庶務担当職員の給与手当の2,735万7,683円が主なものでございます。また、借入金返済支出につきましては2億7,700万円でございます。

これらに特定預金支出と次期繰越収支差額を合わせまして、支出合計で4億7,066万788円となっております。

続きまして、130ページの4の財産目録及び5の貸借対照表でございますが、内容が重複しますので、5の貸借対照表で説明させていただきます。

左側の資産の部でございます。現金預金として流動資産が666万7,494円、基本財産や車両運搬具、退職給与引当預金や経営安定対策積立金などの固定資産が1億2,172万2,557円で、これらを合わせた資産合計は1億2,839万51円となっております。

次に、右側、負債及び正味財産の部でございます。流動負債は2億5,324万9,759円でございますが、内訳は、未払い金552万2,202円、預り金72万7,557円、短期借入金2億4,700万円となっております。固定負債につきましては、長期借入金1,100万円と退職給与引当金1,336万4,870円の合計で2,436万4,870円となっております。

先ほどの資産合計1億2,839万51円からただいま申し上げました流動負債と固定負債の額を差し引きますと、正味財産としては1億4,922万4,578円のマイナスとなっております。先ほど申し上げましたように、現在その経営改善に向けて努力をしているところでございます。

それでは、131ページをごらんください。平成18年度の事業計画並びに収支計画について御報告いたします。

本年度の事業につきましても、養鰻業や内水面漁業の振興を目的として、2の事業計画に記

載している事業を引き続き実施することといたしております。

次に、132ページ、3の収支計画についてでございます。収入総額を4億2,525万4,000円と見込んで事業を実施していく計画でございます。

収入の主なものといたしましては、事業収入として、シラスウナギの種苗販売事業収入を8,000万円と見込んでございます。このシラスウナギの採捕量は資源の状況に大きく左右されまして、採捕収入の予想は非常に難しいわけでございますけれども、効率的な採捕に努めつつ一定の収入を確保し、センター独自の収入によって採捕事業と振興事業の経費を賄うことを目標といたしております。

次に、補助金等収入につきましては、内水面秩序維持のための警備、取り締まり、流通調査についての補助金、委託費として総額1億659万7,000円を計上いたしております。

次に、借入金収入につきましては、県からの借入金償還の一部として2億3,700万円を県信用漁業協同組合連合会から借り入れることといたしております。

続きまして、右側の支出でございます。事業費といたしましては、業務流通対策担当職員の給与手当、採捕警備委託料など総額で1億2,695万4,000円の支出を見込んでおります。

また、中ほどの管理費では、常勤役員、庶務担当職員の給与等で、総額3,845万4,000円を計上いたしております。

続きまして、その下にあります借入金返済支出2億5,700万円につきましては、県信用漁業協同組合連合会の返済に充てるものでございます。

これらの支出と特定預金支出、次期繰越収支差額を合わせまして、平成18年度は合計で4億2,525万4,000円の支出を見込んでいますところ

でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田代漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

財団法人宮崎県栽培漁業協会の平成17年度事業報告及び平成18年度事業計画について御報告いたします。

まず、協会の概要について御説明いたします。常任委員会資料の6ページをお開きください。

まず、①の沿革であります。とる漁業からつくり育てる漁業へ転換を図るために、栽培漁業振興の基幹施設としまして、昭和56年4月に県営の栽培漁業センターが延岡市熊野江町に設立されました。その後、漁業者参画のもと栽培漁業をより積極的に推進するため、平成4年4月に財団法人宮崎県栽培漁業協会として発足したものであります。

次に、②の組織につきましては、役員は理事長を含め21名、職員は常勤の常務理事1名を含めまして10名であります。

③の出捐金につきましては、基本財産2億8,600万円のうち、県が2分の1の1億4,300万円を、残りを沿海市町と水産関係団体が出資しております。

次に、平成17年度事業報告についてでございますが、6月定例県議会提出報告書の133ページをお開きください。

まず、1の事業概要でございますが、当協会は栽培漁業の推進母体でありまして、種苗生産、中間育成、放流の実施、及び養殖用種苗の供給、並びに栽培漁業に関する知識等の教育、啓発指導を実施しております。

次に、2の事業実績でございますが、大きく4つの事業に分かれております。まず、欄左の事

業名、(1)栽培漁業振興事業では、クルマエビ、アワビ等の放流用種苗の生産や、マダイ、シマアジ等の養殖用種苗の生産を行っております。いずれもほぼ計画どおり種苗の供給を行っております。

次に、(2)の栽培漁業地域展開促進事業では、県内広く、マダイ、ヒラメ、オオニベの種苗の供給を放流まで行っております。これは漁業者参画のもとにほぼ計画どおりの数量を放流しております。

次に、(3)の受託事業は、133ページから134ページにかけて記載しております。これは県の委託によりまして、カンパチやカサゴ等の種苗生産の技術開発や、オオニベの放流試験用の種苗供給、そして藻場造成のための海藻種苗の大量培養供給を行っております。

次に、(4)の種苗供給事業では、養殖用のアユの種苗を供給するものでございますが、養殖業者からの需要が増加したことによりまして、計画数より34万尾ほど多い300万6,000尾の供給となっております。

次に、収支決算状況であります。135ページをごらんください。

まず、左側の欄の収入の部であります。上から3番目の種苗供給収入のうち、収益収入の2,363万円余は、アユ養殖業者への種苗供給収入でございます。公益収入の4,758万円余は、放流用種苗の生産受託や、マダイ、シマアジ等の養殖用種苗販売による収入であります。収益収入と公益収入を合わせまして、種苗販売収入は7,122万円余となっております。そして、一番下の前期繰越収支差額マイナスの3,304万3,672円を差し引きました収入合計は、1億4,939万円余でございます。

一方、右側の欄の支出の部であります。一

番上の管理費、これは光熱水費等でございますが、1,591万円余でございます。次に、中ほどになりますが、事業費としまして、えさ代等種苗生産に要する経費1億5,451万円余でございます。右側の欄の下になりますが、次期繰越収支差額につきましてはマイナス2,711万4,359円で、支出の合計は1億4,939万円余となっております。

なお、この次期繰越収支差額マイナス2,711万4,359円につきましては、平成17年度単年度では592万9,313円の黒字でありましたが、平成15年度と16年度にウイルス性疾病の蔓延と不況による養殖業者の種苗購入の減少によりまして赤字となったものであります。

続きまして、136ページをごらんください。4に財産目録、5に貸借対照表を掲載しております。重複しますので、5の貸借対照表であわせて御説明いたします。

まず、左側の資産の部であります。一番上の流動資産は1,432万円余でございます。中ほどの固定資産3億1,243万円余のうち、基本財産2億8,600万円は、平成4年度から8年度に造成したものであります。その他の固定資産を含め、資産の合計は3億2,675万円余となっております。

次に、右側の欄の負債および正味財産の部では、流動負債が4,080万円余、固定負債が2,141万円余で、正味財産2億6,452万円余は、資産合計額から流動負債及び固定負債を差し引いた額でございます。以上、負債及び正味財産の部の合計は3億2,675万6,700円となっております。

続きまして、137ページをお開きください。平成18年度事業計画についてであります。

まず、欄の左、一番上にあります事業名(1)の栽培漁業振興事業、(2)の栽培漁業地域展開促進事業、そして、次のページ138ページの(3)

の受託事業及び（４）の種苗供給事業につきましては、平成17年度とほぼ同じ事業内容となっておりますが、このほかに、カサゴの種苗30万尾放流を新たに計画しております。

続きまして、139ページをごらんください。最後に収支計画であります。収入・支出それぞれ合計額1億4,185万6,000円を予定しております。

まず、左側の収入の部であります。主なものとして、欄の4行目にあります事業収入6,747万円余を見込んでおります。これはマダイ、ヒラメ等放流や養殖用の種苗供給による収入であります。このほか、県からの補助金等収入8,651万円余を計上しております。

続きまして、右側の支出の部であります。2行目にあります事業費支出として、えさ代等種苗生産に要する経費1億5,020万円余を、そして中段になりますが、管理費として1,541万円を計上しております。

平成17年度の黒字は、防疫対策等の徹底による種苗の安定生産とコスト削減等の成果が見られましたことから、さらなる防疫対策や経費の節減に努めるとともに、養殖業界のニーズに即応した種苗供給を行い、将来に向け、新たな収入源の開発・確保について検討することとしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○宮脇農政企画課長 農政企画課でございます。

委員会資料の10ページをお開きください。品目横断的経営安定対策についてであります。

1の経営所得安定対策等大綱の概要をごらんいただきたいと思いますが、この大綱は、米政策改革推進対策、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策の3つの対策から成っております。

まず、真ん中の品目横断的経営安定対策であります。対策の内容としましては、まず、上段にありますように、諸外国との生産条件格差是正対策としまして、麦、大豆等4品目を対象に、過去の生産実績等踏まえて、国の負担により支援が行われることとなっております。

また、その下であります。収入の変動による影響緩和対策としまして、先ほどの4品目に米を加えた5品目を対象に、当年産の減収などによる収入の変動を緩和するために、国と生産者が3対1の割合で拠出した資金から減収分の9割を補てんしようというものであります。対象者は、一定の要件を備えた担い手とされ、具体的には、4ヘクタール以上の経営面積を持つ認定農業者か、20ヘクタール以上の集落営農組織となっております。特例基準の申請により面積要件等が緩和される見込みであります。

次に、左側の米政策改革推進対策につきましては、平成16年度から始まった米政策改革が、農業者、農業者団体が主体となる新たな需給調整システムに移行するとともに、先ほどの品目横断的経営安定対策が創設されることに伴い、現在措置されている担い手経営安定対策や稲作所得基盤確保対策といった同様の価格補てん対策や産地づくり交付金が見直しされることとなっております。

次に、一番右側の農地・水・環境保全向上対策につきましては、後ほど農村計画課長が御説明いたします。

いずれの対策につきましても、現在、国において実施に向けた具体的な検討がなされておまして、概算要求の時期には支援水準などが示される見込みであります。

次に、11ページをごらんください。2、本県における経営所得安定対策等大綱への対応につ

いてであります。

まず、(1)の品目別農業産出額の割合であります。平成16年の本県農業産出額のうち、品目横断的経営安定対策の対象となる米、麦、大豆の産出額は全体の約8%という状況にあります。一方、品目別政策として今後明らかにされる野菜や畜産などの産出額は、全体の約63%を占めておりまして、本県にとってのメリットは品目別政策の方が大きいものと思われま

す。次に、(2)本県担い手の現状であります。各農林振興局、西臼杵支庁単位に記載しておりますが、右側の合計のところをごらんください。県内の主業農家は1万2,588戸であり、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は、県全体で51.6%となっております。また、県内の認定農業者は平成18年3月現在で7,449経営体となっております。主業農家の約6割であり、残りの4割の方々をいかに認定農業者などに誘導するかが課題となっております。なお、農業法人や集落営農法人につきましても地域ごとに偏りがありますが、総じて設立が加速化しつつあります。

次に、(3)経営所得安定対策等大綱に対する基本的な考え方ですが、県といたしましては、まず、①にありますように、品目横断的経営安定対策と今後明らかにされる品目別政策を担い手育成に向けた一体的な取り組みとしてとらえ、担い手を中心とした本県農業の構造改革を進めてまいりたいと考えております。そのため、②にありますように、関係機関が連携して地域段階における担い手の明確化に取り組み、③にありますように、地域における取り組みの中で明確化された担い手につきましては、品目横断的経営安定対策の対象者として加入を促進してまいりたいと考えております。

農政企画課は以上でございます。

○石川農村計画課長 農村計画課でございます。常任委員会資料の12ページをお開きください。農地・水・環境保全向上対策についてでございます。

1の経緯についてであります。農村地域では、過疎化、高齢化、混住化の進行や、農家の減少に伴う集落機能の低下により、農地、農業用水などの地域資源の適切な保全管理が難しくなってきたとあります。また、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化などの視点や、環境保全に対する国民の関心が高まる中で、農地・水などの資源を基礎として営まれている農業生産活動については、環境への負荷低減や食の安全・安心の確保の観点から、環境保全をより重視したものに転換していくことが求められております。このような中で、先ほど説明のありました品目横断的経営安定対策と車の両輪として農地・水・環境保全向上対策が平成19年度から導入されることとなっております。

13ページの資料の上段をごらんください。この農地・水・環境保全向上対策の仕組みでございますが、農地・水などを守り、質を高める効果の高い共同活動への支援と、土づくりや化学肥料、農薬の大幅な低減などの地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援する制度であります。

共同活動への支援でございますが、資料下段の活動指針に列挙する活動の例に示しておりますが、水路の草刈りや泥上げ、農道への砂利の補充など、資源の適切な保全管理の基礎部分に加えまして、水路などの破損部分の補修やゲートの保守管理など、施設の長寿命化などといった生産資源の向上や、生き物調査の実施による生態系保全や、水路沿いへの花の植えつけなど

の景観形成といった環境資源向上の誘導部分の活動について、資料の一番下の活動組織の構成例に示しておりますが、農業者と地域住民、自治会などを含めた活動組織で取り組む場合に支援の対象となるものでございます。これらの取り組みは、いずれも、まず最初に点検準備を行い、次に、役割分担や地域全体への啓発普及活動など、年間の活動計画を地域の話し合いにより取り決め、実践活動をしていくというものでございます。

12ページに戻っていただきまして、2のこれまでの取り組み状況についてでございますけれども、平成17年度には、地域実態に応じた資源の保全状況や望ましい保全管理手法の検討を目的といたしまして、実態調査事業を県内7地区で実施しております。本年度は、モデル的な支援を通じてその実効性を検証するため、農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業を県内15地区で実施いたしております。また、新たな農業生産環境施策確立調査事業といたしまして、北郷町の大藤地区において営農活動への支援策の普及啓発などを実施することとしております。

最後に、3の今後の事業推進についてであります。本施策の19年度からの本格導入に向けまして、実験事業地区をモデルといたしまして研修会や意見交換などを実施し、市町村や農家を含めた地域住民などに施策の必要性を周知するとともに、地域の共同活動に取り組む活動組織づくりや、エコファーマーの認定、特別栽培農産物などの環境保全に向けた先進的な営農活動を推進していくこととしております。これらを踏まえまして、今後、本施策への要望量を把握していくこととしております。

農村計画課からは以上でございます。

○松尾営農支援課長 営農支援課でございます。

資料の14ページをごらんいただきたいと思っております。ポジティブリスト制度への対応について報告いたします。

まず、1のポジティブリスト制度についてでございます。食品衛生法の改正に基づきまして、食品中に残留する農薬等につきまして、一定の量を超えて残留する食品の販売を禁止する新しい制度が本年の5月29日から導入されました。これまでの制度では、国内で登録のある283種類の農薬等に対し、基準が定められておりましたが、基準のない農薬等につきましては規制の対象外となっております。これを新しい制度では、国内外に流通する799種類すべての農薬に対して残留基準を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売は禁止されることとなったところです。この制度のことをポジティブリスト制度と呼んでおりますが、制度導入前と導入後で残留基準がどうなったかを15ページの下での参考で説明申し上げます。

Aという農薬は、制度導入前には、米に0.5 ppm、ミカンに0.1 ppmの残留基準値が設定されておりましたが、キュウリやキャベツには基準がない状況でしたので、これまでは、もしキュウリやキャベツで残留が認められても法的に規制をされない状況にありました。それが今回の制度導入後は、現在基準が設定されております米、ミカンについてはその基準がそのまま導入後も適用されますが、これまで基準のなかったキュウリ、キャベツについても新たに基準を設定をされたところです。キュウリについては国際基準等参考に0.02 ppmが設定されまして、キャベツにつきましては国内外に基準がなかったということで、新たに0.01 ppmという一律基準が設定されたところであります。

このようにしまして、国内外で流通する799の農薬につきまして、本制度で対象としている139の作物との組み合わせそれぞれに残留農薬基準が設置されました。計算をいたしますと、11万1,000余りの基準が設定されたこととなりますので、今後は、生産現場においてはこれまで以上に適正な農薬使用が求められるようになったところでございます。

次に、14ページの2ですけれども、本県の対応でございます。制度の施行に当たり、まず重要なことは、農家はもとより、関係機関・団体に制度の趣旨を周知徹底することです。このため、(1)にありますように、市町村、農協等に対する説明会を初め、生産者を対象とした説明会を県内各地で開催しております。また、(2)にありますように、ことしの3月にはみやざき農薬適正使用推進指導班を中央と普及センターごとに8地域で設置いたしまして、制度の周知はもとより、農薬の適正使用、飛散防止対策の啓発指導、農薬散布履歴の記帳啓発指導など、具体的な対策を推進するための研修会、講習会等を開催してまいりました。

特に、今回の制度施行によりまして、農薬を散布した際に、風に乗るなどして漂流し、別の作物に付着した際も違反になるのではないかという、いわゆる農薬の飛散が最も心配されております。そこで、飛散防止対策を徹底するため、(3)にありますように指導指針を策定し、例えば、地域におきましては、できるだけブロックローテーション等の団地化を図ることや、農作業情報の共有化を図ること等、また、個々の農家におきましては、隣接栽培者との情報交換、飛散の少ない剤型への変更、近隣に影響が少ない天候や時間帯の農薬散布などを指導してまいりました。また、万が一違反事例が発生した場

合、速やかに原因究明を行い、再発を防止するため、対応マニュアルを策定したところでございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思います。農家からの制度施行に伴うさまざまな相談に対応するため、営農支援課、普及センター、病虫害防除センターに相談窓口を設置したところであります。同時に、宮崎県農産物安全・安心日本一推進会議を設置しまして、農協系統及び青果市場が、農薬の適正使用あるいは使用履歴の記帳など、安全・安心な農産物の生産に向けてしっかりと連携をとっていく体制を整備したところでございます。

最後に、3、今後の対応でございます。今回の制度に対応して、県では、新しい残留農薬分析機器を総合農試に導入しまして、国内で登録のあります350のすべての農薬を分析できる体制づくりに向けて研究を進めることとしております。また、先ほど申し上げました宮崎県農産物安全・安心日本一推進会議を中心といたしまして、農協系統、系統外農家を問わず、県内の全農家を対象に、農薬の適正使用及び生産履歴の記帳の徹底を推進することとしております。本制度につきましては、0.01ppmという一律基準の適用が生産者の不安をあおっている面もありますけれども、県としましては、他県での違反事例等も踏まえながら、農薬の適正使用と生産履歴記帳を徹底する好機ととらえまして、生産者とともに安全・安心な産地づくりを一層進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○丸山委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案第10号及び報告事項、公社の経営状況、また明許繰り越し等についての質疑をお

願いたいと思います。

○水間委員 繰り越し明許についてちょっとお尋ねをしますが、今回24事業69億何がしが繰越額になっております。それで、17年度の繰り越しになった、大体が台風14号の関係が多いんでしょうかね、これについて、最初の繰り越しになる以前の額はどの程度、繰越率はどのくらいなのか、おわかりでしたら、お聞かせください。それぞれ、地域農業推進課、農産園芸課でもいいし、まとめてでもいいし。

○丸山委員長 わからなければ、細かく後から資料提供でよろしいか、今すぐ出ますか。

○黒岩農政水産部次長 率にいたしまして24.2%、この24.2%の出し方は、分子が69億1,200万というやつ、それぞれの事業にかかわる予算額が分母、で割りますと24.2%になります。以上です。

○水間委員 予算額は、69億の……。

○黒岩農政水産部次長 繰り越した事業にかかわる予算額が285億9,765万5,000円です。これで69億1,200万を割りますと24.2%になります。

○水間委員 主な繰り越しの理由ですが、事業主体において事業が繰り越しとなったことというのがほとんどですね。あと、用地交渉の日時ですが、ちょっと繰り越しの理由を御説明いただけますか、事業主体の事業繰り越しになったという理由。

○後藤田農村整備課長 農村整備課でございますが、農村整備課の中にも、事業主体において事業が繰り越しとなるものということでありますので、私の方から答えさせていただきたいと思っております。ほかの事業主体の繰り越しによるものといいますのは、要するに団体営事業、事業主体が県以外の市町村、そういった場合の市町村が繰り越し措置を行ったことによりまして県

が繰り越し措置をするというようなことでございます。以上でございます。

○水間委員 農村整備課について、ほとんど来年の3月の25日の完成というようなことになってはいますが、18年度以内ということでありましょうが、事故繰り越しについては農政水産部ではないんですか。

○宮脇農政企画課長 事故繰り越しはございません。

○水間委員 あと、一番大きいのが水産施設の災害復旧、これあたりも国の予算内示ということですが、どうですか、見通しは、これでいけますか。

○野田漁港整備対策監 水産施設災害復旧事業の今年度の執行見通しでございますが、予定どおり今年度内には事業が完成すると見込んでおります。以上でございます。

○水間委員 先ほどウナギの種苗のお話で、平成17年度437キロ、キロ当たり25万円というようにお話でありました。ちょっとこれは変な言い方ですが、キロ当たり25万、1キロ当たり何尾ぐらいで、それが、製品と言ったらおかしいですが、成魚になって、どのくらいの金額になっていくのか。結局、キロ当たり25万円が成魚になったらどのくらいのウナギの単価になるのか、わかれば教えてください。

○那須漁業調整監 お答えします。

シラスウナギは1尾5センチの0.2ミリグラムぐらいになります。ですから、1キロ当たり5,000尾とだけいただければ結構です。5,000尾で、大体12月中に採捕をされますと、土用のうし、7月ですね、そのころに大体1尾が200グラムぐらいになります。ですから大体1,000倍ですね、約半年ちょっとで1,000倍になります。1キロ当たり5本物ぐらいが成長のいいウナギでございます

まして、通常の価格でございますと、製品価格が生産者価格で1キロ当たり1,500円ぐらいでございますが、現在の相場で聞いておるところでは、一番最初にとれる子を新子と言いますけれども、それが中国あたりが残留薬物の問題とかいろいろなことがありまして、それと昨年種苗が少なかったこともありまして、現在のところ約1キロ当たり2,000円ぐらいかかっておるところでございますので、200万ぐらいになりましょうか。

○高橋委員 栽培漁業協会の場合には尾とか個であらわしていますよね。今のシラスウナギはキロでと何かアバウトで、ここの違いというのはやっぱり数えにくいということで理解しているんでしょうかね。

○藤田水産政策課長 今説明申し上げましたように、1匹1匹が非常に小そうございますので、取引をする際にも、ざるに入れて水を切りまして、それではかってキログラム単位で、キログラムといいますか、重さで取り扱いをしておりますので、この場合には重さで表記するのが正確だということでございます。

○高橋委員 わかりました。

次に、農業開発公社の収支計算書の説明がありました。いわゆる組織について委員会資料の2ページにあるわけですが、人件費はどこで見ればいいんでしょうかね。

○玉置地域農業推進課長 お答えいたします。

収支計算書と新しい18年度の事業計画書で、一応費目的にわかりやすいのは給与手当というのが項目としてあるんですけれども、そのほかに農地保有合理化事業ないし畜環の事業、受託事業等々ございまして、その中でそれぞれ事業の活動費というものが費目として計上されているということの中で、給与手当につきましては、

一般の職員、総務課の職員分、3人おるんですけれども、そこを計上いたしまして、その他の班の分につきましては、事業ごとの事業経費の中で計上されているという形になってございます。

○高橋委員 17年度と18年とちょっと変わりましたよね、収支計算書。17年度を見たときに給与手当1人分ぐらいしかないものですから、管理事業費の中で人件費盛り込まれたのかなと。ほかの内水面とか、役員と職員との賃金報酬で分けられていらっしゃるものですから、ちょっと見づらかったなと思ひまして申し上げました。

○玉置地域農業推進課長 公益法人の会計の原則に沿ってこれはつくらせていただいておりますが、人件費等々につきまして、収支計算書の最後の決算の計上の仕方が、国の補助事業をいただいておりますという面もありまして、そこを収支をバランスとってきちんと計上することというふうに事業上なっております。そういった観点から、給与手当は収支計算書の方は400万ちょっとということで少ないわけなんですけれども、合理化事業、畜環の事業、そういった中でそれぞれ活動されている人たちのお金もあわせてそこに盛り込んで、それぞれ畜環事業、合理化事業を収支バランスをとって計上するという形に、決算上そういう仕組みの中で計算してございますので、中に盛り込んでおりまして非常にわかりづらくはなっておりますけれども、そういった会計のやり方に沿って支出の額を計上しているということでございます。

○高橋委員 最後にちょっと確認させてください。18年度の収支計画では管理費支出の中に給与手当で4,580万ですか、これで一切含んだことになるわけですよね。

○玉置地域農業推進課長 この4,000万の方は、実は、収支と決算の、予算の計算書のつくり方が分かれておまして、まず予算をつくる際には、この4,000万というのは総務ラインの3人の人件費をそのままつけています。給与をそのままつけておる。要求予算をとっておるんですけども、先ほど言った決算になった場合には、それぞれの合理化事業とか畜環の事業を、いわゆる国からお金をもらった分と出した分というのはちゃんとそろえなきゃいけないという規則があるものですから、そこにきちっとうまく収支バランスをとれるように人件費もそこに充てて、ちゃんと補助事業ごとにバランスをとって計上しているということで、予算の段階と決算の段階で収支の足し引きの仕方を変えていると。それはそういうやり方をしてくれと国の補助事業のやり方でそうなっておりますので、ちょっとわかりづらいんですが、まことに申しわけないんですけども、そういうことで国の事業がそういうふうになってちゃんと収支のバランスをとって計上するように、決算の際はですね、というふうな指導がされておるので、そういう形になっておるところでございます。

○高橋委員 非常にわかりにくいですよ。18年度4,500万ですか、総務は3人とおっしゃいましたけど、ちょっと多いような気がするんですけど。

○玉置地域農業推進課長 すみません、3人分のほかに1名の退職金の手当も含めてでございます。

○丸山委員長 ほかにございせんか。

○押川委員 123ページですが、畜産環境等整備事業の資源リサイクル畜産環境整備事業1地区、同じく畜産担い手育成総合整備事業2地区ということですが、昨年度も同じようなこと

で上がっておりますが、これは手上げ方式なのか、事業のやり方はどういう形でやっておられるのか。

○井好畜産課長 申請方式になっております。先ほど申し上げましたように手上げ方式です。地区を当初設定しておまして、その中の地区の方が手上げ方式で上がってきて、それが事業化されていくということです。その中には要件がございまして、その要件に合致したのが事業として採択されているということでございます。

○押川委員 それは県内を分けたときには、県北、県央、県西、県南、こういう地域ごとに毎年地区を指定されて、手上げ方式の中での要件が満たせればそこに事業が入るということではないんですかね。

○井好畜産課長 従来から基盤関係では北諸第一・第二、西諸ということでやっております。その中で現在は北諸第二と西諸が動いています。それから、環境の事業がございまして、環境につきましては、従来から、霧島東、宮崎中部、児湯、児湯第二、それから宮崎南部、野尻とございまして、現在は宮崎南部地区が動いているということでございます。

○押川委員 今までに全体でどのくらい、例えばサイクル畜産環境整備事業で何件、下の方で、2地区の部分で合計でどのくらいやられておられるものですか。

○井好畜産課長 合計で申し上げますと、ちょっと件数は手元にないんですが……。

○押川委員 じゃ、わかった段階で資料をください。

○丸山委員長 資料提供をお願いいたします。

○井好畜産課長 事業費で申し上げます。15年度6億2,789万2,000円です。

○押川委員 地区ごとにどのくらいの実施がさ

れておるかということ資料をもって、県内のやつを教えてください。

○丸山委員長 一連の今までの累計の方を各地区別ごとに一覧表にまとめて資料提供をお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。今の形でよろしいでしょうか。

○押川委員 はい、いいです。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 ちょっと教えてください。農業開発公社、18年度から農業科学公園の管理委託事業が県直営になるということなんですが、この理由はどういう理由ですか。

○玉置地域農業推進課長 場所が、農業大学校のある、研修センターのある高鍋のところ、その横に科学公園があるわけでございますけれども、最初は公社の方でいろいろ農地・農業の普及啓発という観点から、開発公社の業務とも密接に関係するので行ってきたわけですが、場所的にも研修センター、大学校等々県の施設が横にあり、かつ公社から1人そこに出向させていたわけですが、やはり県の施設と十分連携とってやった方がコストがかからなくて済むだろうという面もございまして、実際2,000万円ぐらい事業費についてはコストダウンを人件費等々ですることができまして、やはりそういった県の施設と連携をとって農業の振興の関係で密にやっていった方が効果が高いだろうということで、県の直営という形にさせていただいたところでございます。

○星原委員 我々、これができたとき、そういうような意見を言ったと思うんだけど、何で農業開発公社が科学公園を受託するのという話出たと思うんですね、当時。今言われることなら、当初からそういう形で振るべきだったんじゃないかなというふうに思いますが、ちょっ

と意味が……。今の説明の理由として、経費面でも2,000万、当時から農業大学校もそこにあつたわけですし、研修センターいろんなことひっくるめてできた当時から何でそんなところに、あの当時は多分金額が倍ぐらいあつたと思うんですね、1億5,000万前後だったんじゃないかなと思うんですが、数字的にはこれでも7,956万7,000か、17年度で落ちてはきていますから、数字も半分ぐらいに減ってきていますし、またその上に今2,000万ぐらいということは、18年度は6,000万かな、6,000万ぐらいで県のそういう形でできるということにとっていいんですか。

○玉置地域農業推進課長 最初開発公社にやったというのは、農業・農地・農村の施策、農業振興という面で、担い手づくり、農地の集積等々関係で、農業についての普及啓発をそういった外郭団体も一緒になって、外郭団体の事業とあわせて農業の普及啓発という、公社の役割をうまく生かして普及啓発に努めていくということであったと思うんですね。ただ、やはり公社についても公社改革というのがまず一つあるわけですね。そういった改革を迫られている中でどういった分野を合理化するかという観点を県としても考えていかなければならなくなってきたということから、それを見直した後、県の施設も近くにあるということであれば、人を出しているということであれば、公社改革の一環としても、そういった部分で業務をうまく効率化していくということが求められてこういう結果になってきたんじゃないかというふうに、基本的には県の公社改革というのが一つのポイントになってこういう形になってきたんじゃないかというふうに思っております。

○星原委員 公社改革というそういう形からなってきたということよりも、当時は、多分農

業開発公社に受託することで農業開発公社自体の運営費をうまく、我々そういうふうになるんじゃないかなという意味から、何でわざわざあいう農業開発公社にさせるんだということだったと思うんですよ。それが今もとに帰ってきただけじゃないかなというふうに思いますし、そのことで整理統合とかそういう形とはちょっと意味が違うんじゃないかな。だから、当初からそうしておけばよかったわけですし、大学校もあったわけですし、研修センターもあったわけだから、費用経費を削減していくためだったら、当時からやっておけば随分今までの年限の中でも、今回で2,000万も予算が減るんであれば、仮に当時からやっておけば相当な数字が違うんじゃないか。その分が農業開発公社の方に流れていたんじゃないかなというふうに思うわけです。今回18年度からそういうことにしたのであれば、それはそれで減らす分にはいいのかなというふうに思うんですが、今までのこういう農業開発公社でも、ほかのいろんな公社関係での今整理統合をなされているんですが、そういう部分を、どちらかといえばそういうところに県の予算を流しながら守ってきた部分があったんじゃないかなと、私はそのように理解しているところであります。

○丸山委員長 ちょっと関連でですが、受託事業の件なんですけれども、ほ場整備関係の事業がほぼ随契で行われていまして、各地方の業界団体からは、随契はやはりおかしいんじゃないかという意見もあるんですが、今回18年度も受託事業も上がっておるんですが、これは随契ですというふうに考えてよろしいでしょうか。

○長友農政水産部長 公社の受託事業につきましては、公社改革の計画ができておりまして、平成23年度までで受託事業からは一切手を引き

ますということになっております。今御質問がありました件につきましては、18年度も随契でやらせていただきたいと考えております。

○河野委員 ちょっと小さいことかもしれないんですけど、内水面振興センターの事業概要説明の中で、事業のウの部分なんですけど、組織改編等でいろいろ変わってきたと思うんですけど、17年度のシラス関係で、採捕の防止に関する事業で、違法な採捕というのが何件上がってきたのか、延岡関係も関係するんじゃないかなと思いましたが、ちょっと御質問します。それと、組織改編から傾向というか、17年度に向かってどうなっているか、ちょっとそこら辺を聞かせてください。

○那須漁業調整監 シラスウナギ取り締め実績につきましては、平成17年度は8名ほど検挙しております。それから、袋網関係、内水面センターにしか許可されていないんですけども、違法な袋網を9統押収しております。それから、海岸あたりですくっております大たもとといいますけれども、これは違法漁具なんですけれども、それを50個ほど押収しております。

それから、最近の違反の傾向でございますが、大淀川、一ツ瀬川関係につきましては、内水面センターがそこに常駐して警備しながらやっておるという関係で、ことしにつきましては大淀川、一ツ瀬川については検挙の件数はございません。その他の県北等で検挙がっております。全体的には検挙者数は減っておりますけれども、依然としてそういう悪質な密漁は続いておまして、暴力団による組織化ですね、通常夜になると寄りつけないような地域あたりもございますので、今後とも内水面センター、それから県警、海上保安部等とも一緒になって取り締めの方については続けていきたいと思っております。

す。以上です。

○河野委員 たしか警備関係が縮小されたか何かしたんじゃないかなと思うんですけど、そういうことはなかったですか。それによって検挙率が厳しくなったとかそういう実態ではないでしょうか。

○那須漁業調整監 平成16年から経営の改善計画等でやっております。当初24名ほどの職員がおったんですけども、現在11名で職員はやっております。しかし、警備関係につきましては内水面センターの大きな業務でございますし、本来県がやらなければならないところの代わりといいますか、かわりも行いますし、県とか警察あたりの取り締まりの補助もやっておりますので、取り締まり関係につきましては、少ない人間ではありますけれども、業務的には低下をしているとは思っておりません。

○河野委員 やっぱり資金源になりかねない状況があると思いますので、今後とも御苦労かけますけれども、よろしく願います。以上です。

○丸山委員長 なければ、その他の報告事項についての質疑をお願いしたいと思います。

○押川委員 ポジティブリスト制度であります。もちろん農家、そして農業団体の方には相当な説明がされておるわけですが、例えば造園業者さんとかそういった方々の説明はどうなっているんですか。

○松尾営農支援課長 造園業者とかそういう方々に説明はしております。

○押川委員 一番心配しておったのはそこだったんですが、それと、もし万が一被害が出た場合、出荷物停止ですよ。そうなったときの、例えば自分でやったときには仕方ないけど、飛散等で被害こうむったときの賠償とかそういう

責任というものは何かあるんですかね。

○松尾営農支援課長 そこはまだなかなか決まってないんですけども、団体の方ではそういう制度を検討しているというのは聞いております。

○押川委員 一番は、農家の方々は生活給ですので、そこらあたりはきちんとしてもらって法の中でこのものはしてもらわないといけないと思いますので、早急にそのことを対策を打ってほしいと思います。要望でいいです。

○星原委員 教えてほしいんですが、営農支援課、農地・水・環境保全向上対策ということで、ここに共同活動への支援ということで掲げられているんですが、18年度でいったときに、これは数字的なものはどれぐらいのもので、県がどれぐらい、多分国から幾らか来て2分の1なのかどうかわかりませんが、県あるいは市町村の負担金とかそういったものはあるんじゃないかと思うんですが、これ自体はどういうふうな形での支援事業ととらえていいんですか。

○石川農村計画課長 農地・水・環境保全向上対策の支援割合なんですけれども、国、県、市町村からそれぞれ支援をするような形になっておりまして、国が全体の2分の1で、水田でいいますと反当たり、10アール当たり2,200円、県がその半分の1,100円、市町村が1,100円ということで、全体でいいますと水田で反当たり4,400円というふうな形になってございます。畑について申しますと、国が1,400円、県と市町村合わせまして1,400円ということで、全体で反当たり2,800円ということになってございます。以上でございます。

○星原委員 これはそれぞれ市町村がその負担金が出せれば、面積的なものは幾ら上げて、その地域がまとまって計画書を上げれば認める

ということなんですか。それとも、宮崎県全体の枠として何ヘクタールかわかりませんが、何百ヘクタールかわかりませんが、そういう枠が一応設けられている事業なんですか。

○石川農村計画課長 18年度はモデル地区でございますけれども、19年度からの本格実施に向けては、国の方も今全体の事業量をどれだけにするかということ、各県とかも含めまして要望をとっているところでございます。まだ全体枠というのは示されてございませんけれども、国の方に今お聞きする中では、基盤整備を済んだところを中心にいたしまして面積的に対応していきたいというふうに国の方は今考えているところでございます。具体的には8月の概算要求のときに数字的には出てくると思います。以上でございます。

○星原委員 そして、資料の13ページの一番下に、地域住民参加型、地域内交流型、都市・農村交流型、こういういろんな人たちが入ってきて組織をいろんな形でつくらせて、つくって計画書上げて、申請していけば、仮に10アール当たり田でいけば4,400円ですから、1町で4万4,000、10町で44万か、そういう形でいくと100町で440万とかね、仮にその地域でまとまってそういう形でいけば、数字的なものが金の面でかなり地域にいろんな形で落ちてきて、地域内交流型という、学校とかあるいは地域住民、自治会とかそういうところあたりの運営費に回してもいいという、地域で一緒にやっていけば回してもいいというふうにとらえていい事業なんですか。

○石川農村計画課長 活動指針に列挙する活動の例というのがございますけれども、こういった中で、例えば委員の方からもございましたように、学校PTAとかこういうふうな活動をし

てあるのでしたら、そういった活動の中にこの資金を入れていただいて結構でございます。これはほんの一例でございますので、地域で独自に農地・水を守る活動ということでやられている分がありますので、そういった中でこういうふうな資金を入れていただければというふうに考えております。以上でございます。

○星原委員 もうちょっと詳しく。もう一点なんですが、要するに用排水路の整備とかあるいは草刈りとかいろんな事業があると思うんですが、そういう内容的なものはどういったことをやっていくのがこの事業の範囲なんですか。農地を守っていくということからいけば。

○石川農村計画課長 範囲といたしましては、農地・水の基幹部分でなくて、今まで例えば水利用組合とかそういった方で守っていただいていた範囲を中心にこの事業というのは仕組まれている分でございます。以上でございます。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、その他のその他で何かあれば。

○水間委員 ちょっとお尋ねします。今、我々の宮崎県の農業の総生産額を言うと、いつも全国の中で第8位にランクされるという表現がされるわけです。農政水産部の予算、大体800億に近い予算ですよ。前年が780ぐらいですか。それを見ますと、毎年8位で、いけばそういう一つの何というんですか、上位のランクはどこが一番上で、宮崎県がいつも8位にランクされた。今、私は初めて6位になったと聞いたんですが、せっかくすばらしい予算を使いながら毎年8位じゃどうなんだと。杉の生産15年連続1位だってそうなんです。毎年1位をとるけれども、結局、実態は宮崎県の経済にそんないい結果が

出てないんです。それは確かに材価が安いこともあるんですが、そういう一つの宮崎県の農政の総生産額がいかに関民所得につながり、波及していくのか、あるいは僕は万年8位と聞いていましたからですが、このことについて部長としては、そんな大きな予算を持ちながら、宮崎県の農業をもうちょっと上位にランクする、あるいは全国の中でもトップに踊り出るんだというような気概、そんなものはどうですか。

○長友農政水産部長 農業産出額が一番新しい数字で3,150億円ほどございまして、平成16年ですか、ただ、平成16年の場合は東北地方が台風で水稻が被害を受けましたので、たまたま順位は6番ですけれども、それがなければ平年でいけば8番ということです。予算が500億を切りまして480億ほどでございましてけれども、これは一つは予算が減っていくというのは県の財政事情がございまして、それはさておきますが、例えば農家の所得ですね、これは農業所得と農外所得とありますけれども、最近データを調べてもらったんですが、公共事業の予算が多い年には農家の農外所得がふえるんですね。結果的に農家所得は上がっていくと。逆に公共事業が減ると農外所得が減って農家所得も減るという傾向は明らかに見られます。ですから、農家経営からいきますと、専業農家は別でございましてけれども、兼業農家の場合は農外所得に頼っている部分が多いわけですから、当然公共事業にも相当頼っているという結果が明らかに出ております。今発言がございましたいつまでも8番であるいは6番でいいのかということにつきましては、いいとは思っておりません。やっぱり少しでも順位は上げたいと考えております。ただ、やっぱり一番頭が痛いのは高齢化でございまして、例えば肉用牛の生産基盤の弱体化とかござ

いますので、その辺は今、来年度予算に向けましていろいろ検討もしております。あるいは野菜の所得をどうやって上げていくのかと。幸い今回ポジティブリストが施行されまして、中国あたりからの野菜が若干輸入が減るだろうと思いますので、追い風を受けているのかなという気もいたします。いろいろ順位を上げるための課題はたくさんございますけれども、限られた予算の中である程度優先順位をつけながらめりはりつけた予算を使わせていただいて、農家経営が安定するように頑張っていきたいと思っております。

○永友委員 農業・農政の中で今一番県内で心配なり、あるいはまた問題として提起されておりますのが、御案内の物流体制、これは行政として避けて通れない道だというふうに考えます。今、全生産額の問題もありましたが、これに即影響が出てくる。今の状況からしますと、燃料高でトラック輸送も大変だと。カーフェリーはとまっちゃうと。一体遠隔地の宮崎県農政はどうなるのと。地域から、2そうか3そうぐらい船を買えというぐらいの大きな声が出るわけです。とてもそんな金はありませんよと片づけられない一つの物流対策を農政水産部としてどう考えていらっしゃるのか。基本的にひとつお教えください。

○長友農政水産部長 京浜航路、それから貝塚航路がなくなりまして、非常に輸送力はダウンしたんじゃないと言われております。そういう中で、現在、大阪南港の航路を使う、あるいは大分から横須賀に向かう航路を使うとか、何とかやりくりしながらやっております、それで横持ち運賃が発生するから輸送経費が高くなるという話がございましたので、シャーシーを導入いたしまして横持ち運賃が上がらないよう

に、トータルとして輸送経費が上がらないように努力はしております。

一方、経済連は経済連で、今までの集荷販売体制を見直すということで、ことしの秋から実際それが動き出すということになっております。それによって輸送経費のコストダウンを図っていかうという考え方がございますので、新しい集荷体制なり販売体制、そういうものの効果を若干見る必要があるのかなと思っております。

そのほか、団体等からいろいろ要求が出てきておりますけれども、それにつきましては、団体とうまく連携をとりながら検討してまいりたいと思っております。

○永友委員 一番重要な、遠隔地の宮崎県の農政、農業販売という姿からしますと、これは避けて通れない大変重要な問題、課題だというふうに考えておりますから、引き続き根本的にひとつ検討を加えていただきますように要望しておきます。

○高橋委員 農産物の知的財産権のことでちょっとお尋ねするんですが、種苗登録、本県でしていると思うんですね。この数はどのくらいありますか。

○齋藤総合農業試験場長 総合農試でこれまで開発した品種は約90ほどございます。その中で、登録上まだ権利を有しているのが現時点で22品種でございます。以上です。

○高橋委員 じゃ、90で22、68は今手続中というか、品種登録以前のものですよね。

○齋藤総合農業試験場長 権利は、最近では米の場合20年ですが、以前は15年とかそういう期間がございます。その関係で消滅したもの、それから申請中のもの、合わせて先ほど言ったような90でございます。以上でございます。

○高橋委員 要するに申請中のものもあるわけ

で、要は、種苗登録する前の段階が非常に私、大切だと思うんですね。日曜日の毎日のコラムに載っていたんですけど、種苗法が改正になって、種苗登録後は罰則規定がすごく厳しくなっただけですね。300万から1億と書いてありましたけど。問題は、種苗登録する前に流出する、ここをすごく問題視されていまして、何でこんなことを言いますかということ、私、一般質問で要望させてもらいましたけど、総合農試に行きまして、研究員を中心に研究補助と一体となって新品種の開発とかやってきたわけですね。行財政改革の中で、いわゆる現業と言われていた方々が来年の4月にはたしかかわるということになっているはずですね。それはそういう理解でいいんですね。再度そこをまず聞きますけど。

○長友農政水産部長 農業の研究補助員の話だろうと思いますけれども、現在のところでは来年の4月から任命がえするというので今検討しております。

○高橋委員 本会議で申し上げましたけれども、行財政改革は当然せにやいかんとでしようけど、ただ、農政水産部としてやっぱり守らにやいかんところはしっかり言っていたいただいて、やっぱり心配するのは、研究員と研究補助といっしょになって開発していくわけですね。それなりに研究補助員も知識を得るわけですよ。仮に来年の4月を想定して、いわゆる期限が限られている方になれば当然かわってくるわけですね。かわれば、その方々はひょっとしたら得た知識を外部に漏らす可能性だってあるわけで、そこを想定した上で研究補助員の任用がえですが、このところは守るべきところは私は守ってほしいというふうに思いますので、もうこれ以上言いませんけど、ぜひ農政水産部長頑張ってほ

しいなと私は思います。以上です。

○星原委員 優良雌子牛の保留対策、今、県外がかなり高値になっていまして、どんどんどんどん県内の優良雌子牛が県外に出ているんですが、これに向けて今後、今、アメリカからの輸入自由化もなってきた、あるいはそういう形になってくると、多分良質の牛とそうじゃない牛との差別化は当然出てくると思いますし、一般消費者においてもかなり今、国産和牛のよさが十分理解できているわけで、そういう時期を迎えてこれからの1年、2年、3年、5年、そういう長い形で考えたときには、やっぱり県内にいい牛を保留しておかなくちゃいけない。これに向けての県としては、市町村はいろんな補助金出したりしているわけですが、県としてはどのようにとらえていいか。市町村によって数字的なものでいけば補助金の出し方が違ったりしているものですから、そうじゃなくて、何らかの形でいいものをこれから残しておかないと将来に不安があるような気がするんですが、そういう面についての取り組みとか制度、そういういったものはどのようにとらえたらいいんですか。

○井好畜産課長 優良雌子牛の保留対策としまして大きく2つの取り組みをやっております。1つは、地域肉用牛生産振興対策事業というのがございまして、その中で、これは国が2分の1、国と県、それから農家も基金を組みまして、その中から取り崩して実施していくという事業をやってきました。そういう中で1,150頭の保留対策を打っております。その一つとしましては、従来からやっている15万円の事業ですね、それから、16万4,000円の補助をする、その二本立てがございまして、また、もう一つ、家畜改良増殖対策事業というのがございまして、いわゆる

農協有事業というものでございまして、農協の方で所有して農家に貸し付けていくという事業ですね、これにつきましては、1頭当たり8万7,500円ということで助成をしていくということでございます。

○星原委員 今、他県においては数字的にもかなり大きい補助を出している県、30万とも聞くところもあるんですが、それぐらい出しているところがあるかどうかわかりませんが、ですから、80万の牛でも50万で買っていただけるから買っていただけるという話も出ているわけでありまして、本当にそういう形なのかどうかわかりませんが、そういう部分やら考えて、やっぱり県内にいいものを残しておかないと、これから安定した農業収入が上がるものとしては一つはその辺じゃないかなというふうに思うんですよね。ですから、いい種牛を造成していくこともそうでしょうし、雌子牛をいいものを残して付加価値の高い、要するに飼料とか飼養管理とかというのはどんな牛を養っても一緒なんですよね。だから、そこに10万、20万、30万数字的に違えば、やっぱりいいものを残していった高収益が上がる形に農家を仕向けていくというか、そういうような形も一方で考えていかないといけないのかなというふうに思うんですが、県もそういう面で、他県の状況、あるいは本県は今後3年後、5年後にはどういう形のものにレベルを持っていくというものを出してとらえていっておかないといけないのじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○井好畜産課長 優良雌子牛の保留というのは非常に重要なことございまして、いわゆる遺伝子源としても有用なものを残しながら、宮崎牛を将来的にも維持あるいは発展させていくと、改良をさらに進めていく、そういうことで進め

ておりますし、その基本として取り組んでいますのは、いわゆる遺伝的能力を育種化評価といたしまして、それぞれ種牛と、あるいは優良な雌牛については育種化評価をしております、数字出ています。その上位4分の1とか、いわゆる上位クラスについては積極的に保留していくということで、それらについて先ほど申しましたようないろんな助成事業も加味してやっておりますし、また、地域では各郡ごとに郡の品評会あたりで上位のもの、優等賞とかそこ辺については、競り上場はしますけれども、基本的に残していくというような独自対策もそれぞれ実施されておまして、宮崎牛、非常に今、子牛は評価が高いのはおかげさまなんですけれども、今後維持していく上では保留対策大変大事だというふうに考えております。

○星原委員 ぜひお願いします。

○前本委員 米の生産調整というのが出ているんですけれども、ちょっとお尋ねなんですけど、例えば米の生産コストが高くなりまして、生産者が米の生産離れということを宮崎市内で言っていて、宮崎市内の中にはおいしい米づくりを、集落営農まではいっていませんけど、法人化もしていませんけど、地域的に、例えば宮崎市内では吉米とかあるいは天領米とあって、地域銘柄の米の生産を一生懸命地域的にやっていらっしゃるところがありまして、大変好評を得ています。今、農業生産品で宮崎のブランド化という話がよくありますけれども、米のそういう小っちゃな地域性のある、一生懸命やっている地域的な米づくりということをして、なるべくブランド化の推進を図ってもらいたいなというのと、地域的な営農のあり方として、おいしい米づくりを一生懸命やっているところに対するきめ細かな支援対策を今後していった

いただいて、米をつくると損をするぞと、もうつくらん方がましぞというような話もございしますが、やはり米が基幹作物であるし、どうしても米作を中心とした農業形態の中で、いろんな園芸作物とか畜産もありますけど、やはりおいしい米を若い人たち、子供たちに食べさせていくためには、地産地消という意味からも地域のそういう銘柄物を何とか育成してほしいと思いますので、もしそれに対する御見解があれば聞かせてください。

○村田農産園芸課長 今おっしゃられたとおり、今まで宮崎の米と申しますと、早期米という形で、日本一早いという形で、県内全域コシヒカリという形で売っておったんですが、やっぱり今からの需要の流れの中で、おいしい米、売れる米というのが大事になってくるだろうということをおもっております。それで、最近の取り組みといたしましては、たんぱく含量6.5%以下がおいしい米になるんですが、それを航空機を使いまして地域全体で、この地域の米はおいしいとか、この地域の中でもここがおいしいとか、そういうおいしい米を目指した、ブランド化を目指した今取り組みをやっておりますし、地域地域におきましても、それぞれの地域で特別栽培米というような形で減農薬だとか減化学肥料に取り組んでいるところもございします。そういう差別化も今からは図っていく必要があるんじゃないかということで検討したいというふうに思っておるところでございします。

○前本委員 今おっしゃったことは本当にうれしいんですが、ぜひ地域的なおいしい米づくりに何とか農政として力を入れてブランド化という形で奨励してください。以上です。

○丸山委員長 それでは、これで農政水産部を終了いたします。執行部の皆さん、どうもあり

がございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 55 分休憩

午後 3 時 0 分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日となっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻は 1 時 5 分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員の皆さん方に、県北・県南調査で、原油高騰に伴います漁業及び施設園芸の方が非常に苦しんでいらっしゃるということでこの対策強化を求める意見書、そしてもう一つが、酪農家に対する支援を求める意見書、そしてまた、森林整備地域活動支援交付金制度の堅持並びに充実をぜひしてほしいという意見も県内調査の中で賜りましたので、3本の意見書を当委員会の中から発議で出したいというふうに思っております。皆さんのお手元にあると思いますので、あすの採決日までに熟読していただいて、もし調整がありましたら、よろしくお願ひしたいと思っておりますので、お願ひしたいと思っております。

なければ、以上で委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 1 分散会

平成18年6月28日（水曜日）

午前13時5分開会

出席委員（8人）

委員	長	丸山	裕次郎
副委員	長	外山	衛
委員		星原	透
委員		水間	篤典
委員		前本	和男
委員		押川	修一郎
委員		高橋	透
委員		河野	哲也

欠席委員（1人）

委員		永友	一美
----	--	----	----

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	湯地	正仁
政策調査課主事	小城	勇生

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第10号について原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林業振興対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査とし

たいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 御異議ありませんので、その旨を議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等ありませんか。

○高橋委員 昨日言いましたが、要望なんですけど、総合農業試験場の研究補助員ですね、この任用がえについては慎重にしてほしいということの要望を盛り込んでほしいなと思うんですよ。きのうも言いましたように、恐らく身分が、賃金の保障もそうですが、労働条件ひっくり返るめてかなり落とされると思うんですよ。研究補助員としていろんな品種改良とかやってきた経緯がある。そこのところを踏まえれば、安易な任用がえ、もし仮に任用がえしたにしても、研究員と一体となって仕事できるそういう基盤は崩しちゃいかんというところをしっかりと農政水産部としては持った上で、行財政改革に取り組んでほしいということがありますので、その任用がえについては慎重にやってほしいということをお願いしたいと思います。

○丸山委員長 今、高橋委員の方からありましたけれども、いかがいたしましょうか。

○水間委員 これは農政で単独でやれるわけ。

○丸山委員長 恐らく総務の方で中心にやられると思います。

○高橋委員 農政水産部が、いや、ここは譲れませんよというところで人事と対決しないとそのままいつちゃうわけですから。

○丸山委員長 休憩します。

午後1時7分休憩

午後1時19分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

いろいろな意見、今、高橋委員の方から出ましたけれども、今の意見も含めまして委員長報告の中に取り込ませていただこうと思っております。ほかに御意見はございませんか。

なければ、お諮りいたしますけれども、委員長報告については、正副委員長の方に一任していただくとありがたいですけれども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、意見書の提出についてであります。昨日、案を配付させていただきました意見書についてであります。意見書を提出することについて何か御意見はございませんか。特段意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、意見書を提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 内容についても御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、お諮りいたします。

意見書の内容につきましては、お手元の案文のとおり、当委員会発議として取り扱うこととして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時21分休憩

午後1時24分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

閉会中の委員会につきましては、7月の25日に開会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

内容につきましては、正副委員長の方に御一任をお願いしたいと思います。

県外調査についてであります。県外調査につきましては、8月の21日から24日にかけて実施することとし、詳細については正副委員長に御一任いただくとありがたいと思っておりますけれども、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等については後日連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、以上で委員会を終ります。皆様どうもお疲れさまでした。

午後1時26分閉会